

千葉市国土強靱化地域計画 (案)

平成 30 年 3 月

千 葉 市

目 次

基本計画編	ページ
第1章 総論	1
1 計画の策定趣旨	1
2 本市の地域特性	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成	3
5 地域防災計画との違い	4
6 策定プロセス	4
7 地域を強靱化する上での目標	5
第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価	6
1 リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定	6
2 脆弱性の分析・評価	8
第3章 リスクシナリオへの対応方策	9
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	9
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	13
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	16
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	17
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	18
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る ..	21
7 制御不能な二次災害を発生させない	23
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	26
第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理	29
1 対応方策の重点化	29
2 計画の進捗管理	31
[別記：脆弱性の分析・評価の結果]	32

アクションプラン編

ページ

第1章 リスクシナリオごとの事業	54
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	54
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	69
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	76
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	77
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない.....	77
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る..	81
7 制御不能な二次災害を発生させない	85
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	88
第2章 施策分野ごとの事業	92
1. 住宅・まちづくり・交通.....	92
2. 保健・医療・福祉	98
3. 緑地・水辺・環境	99
4. 産業・農林.....	99
5. 文化・教育・交流	100
6. 市民参加・コミュニケーション	100
7. 行政機能（危機管理・消防）住宅・まちづくり・交通	101
 [用語解説]	 104

基本計画編

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

本市では、平成23年3月に発生した東日本大震災において、湾岸の埋立地を中心として液状化等による大きな被害を受けたところである。

また、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70パーセントと推計されており、本市では、平成29年3月に地震被害想定調査報告書を取りまとめ、首都直下地震が発生した場合、最大で震度6強の揺れにより、甚大な人的、物的被害が起こることを想定している。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大規模化、集中豪雨や突風被害の多発など、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害は発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市をめざし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「千葉市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本市は、千葉県のほぼ中央に位置し、東京都心から約40km、成田国際空港や東京湾アクアラインの接岸点の木更津まで約30kmにある。

また、面積は、271.77 km²（うち公有水面埋立 3.88 km²）であり、千葉県面積の約20分の1を占める。

なお、海岸線延長は約21kmである。

イ 地形

本市の地形は、市域の5分の4を占める下総台地、台地と東京湾との間に形成された幅の狭い低地及び海面の大規模な埋め立て等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高20～100mの比較的平坦な地形を形成している。

ウ 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温 16.8℃（平成 28 年）で、1 年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間約 1,604.5mm（平成 28 年）と全国平均を下回っているが、年間降水量は増加傾向にある。

（2）社会・経済特性

ア 人口

平成 27 年 10 月 1 日の国勢調査の人口は 971,882 人で、世帯数は 417,857 世帯であり、近年の人口の伸びは緩やかに推移している。

近年の人口増加率は徐々に小さくなっており、総人口は平成 32 年の約 98 万人をピークに減少へ転じることが予想されている。

また、高齢者（65 歳以上）の人口が増加を続け、平成 47 年には 3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が到来する見通しである。

イ 交通

（ア）道路

基幹道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、1 2 箇所インターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道 14 号、16 号、51 号、126 号及び 357 号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線（千葉外房有料道路）等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。

（イ）鉄道

鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となる J R 総武線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かう J R 外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。

ウ 産業経済

千葉県は、東京湾岸の埋立地に世界最大規模の京葉臨海コンビナートを擁しており、本市でも、製造業は、京葉臨海工業地帯として形成された千葉港周辺部のほか、内陸部にも鉄鋼、食料品、一般機械等が集積している。

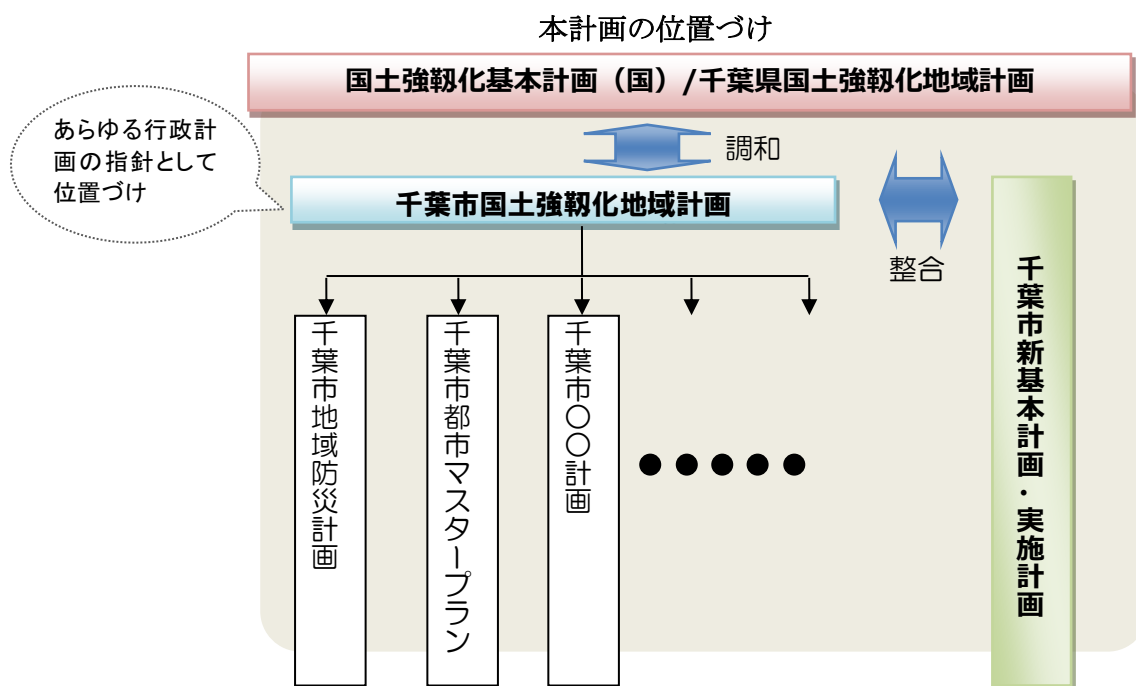
また、商業及びサービス業は、都心部を中心に高い集積があり、生活関連サービスでは周辺地域への供給拠点となっているなど県都としての中心性を持っている。

さらに、農業は、首都圏の大消費地に隣接した立地条件を生かし、市民に新鮮で安全な食料を安定的に供給するほか、農林地は防災・環境保全等多面的かつ公益的機能を有し、経済価値も高い。

3 計画の位置づけ

国の国土強靱化地域計画策定ガイドラインによれば、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化における市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有することとされている。

本計画も、上位に位置する国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、千葉市新基本計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づける。



4 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の基本的な考え方 ・ 脆弱性の分析・評価と対応方策 ・ 対応方策の重点化 <p style="text-align: right;">等</p>
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画事業と数値目標 <p style="text-align: right;">等</p>

※ 千葉市新基本計画・実施計画と整合を図るため、アクションプラン編の計画期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3か年とする。

5 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。

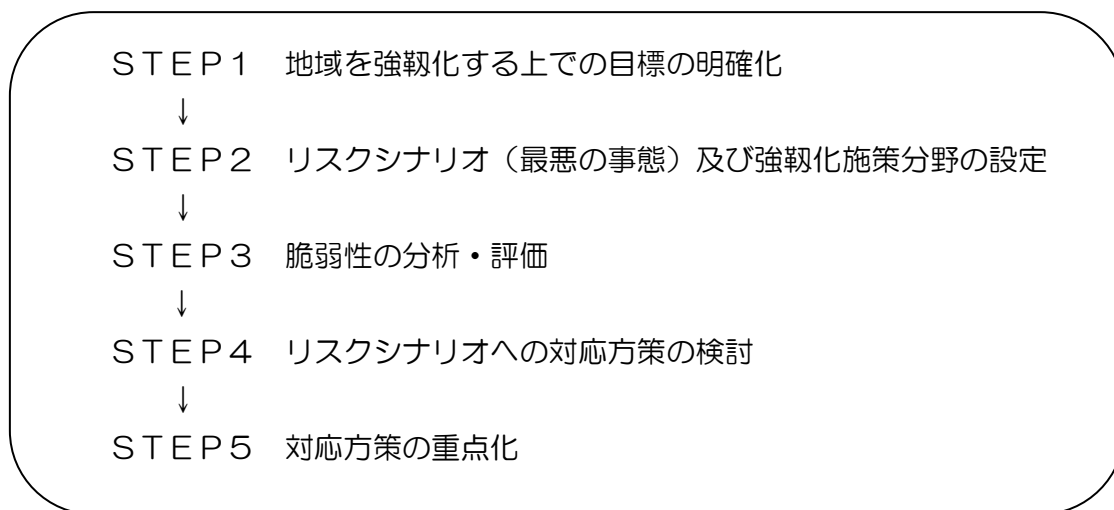
さらに、国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性及び緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

地域防災計画との違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の重点化	重点化を行う	—

6 策定プロセス

国の計画策定ガイドラインに基づき、次のプロセスにより計画を策定する。



※ 計画策定後は、数値目標等の設定により事業の進捗管理を行い、定期的な見直しを行うとともに、社会の状況の変化等の必要に応じて見直しを行う。

7 地域を強靱化する上での目標

STEP 1

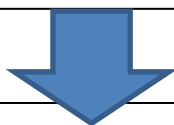
地域強靱化を推進していく上で、目標を明確にすることが重要である。

本市では、国の国土強靱化基本計画を踏襲することとし、地域強靱化を推進する上での「基本目標」、及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

【基本目標】：

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興



【事前に備えるべき目標】：

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価

本計画の大きな特徴の一つと言えるのが、本章のリスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価である。

脆弱性の分析・評価は、地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために行うものであり、リスクシナリオ（＝起きてはならない最悪の事態）を想定した上で、強靱化施策分野を設定し、総合的かつ客観的に行っている。

1 リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定

STEP 2

(1) リスクシナリオの設定

本計画では、大規模自然災害を想定し、リスクシナリオの設定を行う。

国の45のリスクシナリオに基づき、地理的・地形的な地域特性等を踏まえ、本市で発生する恐れがない2つのリスクシナリオを除外し、43のリスクシナリオを別表（次ページ）のとおり設定する。

なお、本市が主体となった取組がない場合でも、国、県、地域住民、民間事業者等の取組が必要な場合には、リスクシナリオとして設定している。

国のリスクシナリオから除外したリスクシナリオ

- ・「2-2多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生」
- ・「5-6複数空港の同時被災」

(2) 強靱化施策分野の設定

国の基本計画で設定された個別施策分野を参考として、本市においては、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置くとともに、千葉市新基本計画との整合性を考慮して、次のとおり①から⑦までの7つの強靱化施策分野を設定するとともに、⑧として、国、県、民間事業者等の施策を整理している。

強靱化施策分野の設定により、本市における施策の担当課等を明確化する。

強靱化施策分野

- ① 住宅・まちづくり・交通
- ② 保健・医療・福祉
- ③ 緑地・水辺・環境
- ④ 産業・農林
- ⑤ 文化・教育・交流
- ⑥ 市民参加・コミュニケーション
- ⑦ 行政機能（危機管理・消防）
- ⑧ 国、県、民間事業者等の施策

次ページに、本市におけるリスクシナリオと施策分野の関係について整理する。

(別表) 千葉市におけるリスクシナリオ及び施策分野

事前に備えるべき目標	千葉市のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	施策分野							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○	○	○		○	○	○	
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○	○			○		○	
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生						○	○	○
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○		○				○	○
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	○		○					○
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○	○					○	○
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○	○	○	○		○	○	
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		○		○			○	
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		○	○	○			○	
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	○							○
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○	○		○				○
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		○	○					○
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化								○
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○							○
	3-3 首都圏での中央官庁機能等の機能不全								○
	3-4 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			○					○
	4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態								○
	4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態								○
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○			○				
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○	○	○	○				○
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○			○				○
	5-4 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響	○		○	○				
	5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	○		○	○				
	5-6 食料等の安定供給の停滞	○	○	○	○			○	○
	5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態								○
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○		○	○				○
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○		○	○			○	○
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○		○	○				
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	○		○					
	6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶		○	○	○			○	○
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	○	○	○		○	○	○	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○		○	○			○	
	7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	○							
	7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○		○	○				○
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出				○				○
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				○	○			
	7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響								○
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			○	○				○
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○						○	○
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						○	○	○
	8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○							
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	○					

(1) 手順

脆弱性の分析・評価については、前章で設定したリスクシナリオごとに次の手順で実施する。

脆弱性の分析・評価の手順

- ① リスクシナリオが発生する主要因を分析
- ↓
- ② リスクシナリオを回避するために「必要な取組」を分析
- ↓
- ③ 全庁調査によりリスクシナリオに関連する「現在の取組」を把握
- ↓
- ④ 「必要な取組」と「現在の取組」を比較して脆弱性を分析・評価

(2) 結果

脆弱性の分析・評価の結果については、別記1「脆弱性の分析・評価の結果」のとおりであり、この結果を踏まえた脆弱性の分析・評価のポイントは次のとおりである。

ア 地域特性を踏まえた対策が必要

本市の東京湾岸には、広範囲の埋立地があり、また、大規模のコンビナートを擁していることから、このような地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

イ 効果的なハード・ソフト対策が必要

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

ウ 国、県、地域住民、民間事業者等との連携が必要

本市域のみならず、より広域的な観点を踏まえ、国・県の取組が必要な場合、地域住民、民間事業者が主体となった取組が必要な場合、他の自治体等の協力を得て行う取組が必要な場合等には、国、県、地域住民、民間事業者等との間で十分に連携を図ることが必要である。

第3章 リスクシナリオへの対応方策

STEP 4

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮し、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として整理している。

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(地震対策の推進)

地震被害想定調査結果を踏まえ、建物耐震化等の被害軽減施策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、地震ハザードマップにより各地域における建物被害や液状化危険度、各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝える。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。

(市の防災拠点の耐震化等)

新庁舎の実施設設計の完了、建設工事の着手にあわせて、危機管理センターの整備を進める。

(民間建築物の耐震化)

「第2次耐震改修促進計画」における平成32年度末までの目標値である、民間住宅及び民間特定建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物等)の耐震化率95%を目指す。

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区(重点密集市街地)の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。

(密集住宅市街地の環境整備)

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地13地区については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を行う。

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応

するため、消防活動体制の強化を図る。

(消防指令体制の強化)

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。

(消防水利の整備)

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成町内自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。

(避難行動要支援者に対する対応)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る。

また、名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。

(家具転倒防止対策の強化)

高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において、①家具や大型家電製品を金具等で固定することにより転倒・落下防止対策を行うこと、②倒れた家具が寝ている人を直撃しないように、また、出入口をふさがないように配置すること、③寝室や子ども部屋にはできる限り家具を置かないこと、④できる限り背の低い家具を選ぶこと、などについて、市ホームページ、広報紙等により重点項目として啓発を行う。

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。

(延焼遮断のための緑地の確保)

屋上壁面緑化など身近な緑を増やし、緑の機能や大切さについての住民理解を深め、民有地緑化を推進するとともに、既存の緑の質の向上を図る。

(二次被害の防止)

本市職員だけでは対応が困難となるような、大規模地震発生後の被災建築物応急危険度判

定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、近隣の行政職員と併せて民間の建築士等との連携を強化する。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。【1-1 再掲】

（民間建築物の耐震化）

「第2次耐震改修促進計画」における平成32年度末までの目標値である、民間住宅及び民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震化率95%を目指す。

【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性がある、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施する対策を検討する。

(行政による情報処理・発信体制の整備)

今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。

また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Ｌアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。

さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に WI-FI を整備する。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。【1-1 再掲】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(浸水対策の推進)

坂月川の一次改修の完了、支川都川の工事着手、生実川などで河川改修の検討を進めるとともに、引き続き、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの活用等によるソフト対策を推進する。

また、53.4mm/h の降雨に対しては、千葉市下水道事業中長期経営計画に位置付けた、早期に対応が必要な全箇所の完了を目指すとともに、浸水リスクや都市機能の集積度が高い JR 千葉駅東口などの地区については、千葉市雨水対策重点地区整備基本方針に基づき、整備基準を引き上げ、雨水対策を強化する。

さらに、公共下水道区域以外の浸水被害軽減のため、排水施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設の改修を進めるほか、東寺山調整池を改修し、貯留容量を拡大することで流域内の浸水被害の軽減を目指す。

(高潮災害の発生予防)

指定緊急避難場所（高潮）の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設については、千葉県が整備を進めており、県との連携を図る。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(土砂災害の発生予防)

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。

（富士山噴火による降灰対策）

富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国や県の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（行政による情報処理・発信体制の整備）

今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。

また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Lアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。

さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に WI-FI を整備する。【1-3 再掲】

（避難行動要支援者に対する対応）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る。

また、名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成28年5月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置している。今後は、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、消毒液等の衛生用品についても計画的に備蓄を行う。

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるように保守を行っていくとともに、県の水道局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。

（広域災害物資供給拠点の整備）

蘇我スポーツ公園内の円形野球場の整備を行い、災害時には広域防災拠点としての機能を提供する。

（緊急輸送道路の確保）

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等によ

り情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-1 再掲】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（消防署等における非常用発電設備等の確保）

計画的に消防署・所の建替えを進め、緑区に新たな消防出張所を開設するとともに、地震や風水害等によって、受電設備等が被災し停電が発生した場合においても、消防活動拠点として 72 時間以上の機能の確保ができるよう、消防署・所等に非常用電源設備等の設置及び改善を図る。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、LP ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。

（医療施設における非常用電源の確保）

医療施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（帰宅困難者に向けた支援設備の整備）

千葉駅、海浜幕張駅など、東日本大震災時に混乱が生じた駅周辺及び蘇我駅、稲毛駅など駅の特性上帰宅困難者が多数発生することが予想される駅周辺を優先に、一時滞在施設の指定及び備蓄品の整備を進めていく。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

（災害派遣医療チーム（DMAT）の養成）

医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院のDMAT保有率（100%）を維持する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（避難所での衛生管理）

衛生用品を計画的に整備する。

（し尿処理体制の構築）

市内の全小中学校を対象にマンホールトイレの整備拡充を図る。

また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を今後も継続して実施し、備蓄数の拡充を図る。

（災害廃棄物処理体制の構築）

千葉県震災廃棄物処理計画や千葉県震災廃棄物処理業務実施マニュアルについて、国の新たな災害廃棄物処理指針を踏まえた改定を行う。

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

（矯正施設の耐震化）

矯正施設について、耐震診断等を踏まえ、着実に推進する。

（警察の治安確保体制の構築）

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（警察の交通事故対策）

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

3-3 首都圏での中央官庁機能等の機能不全

（各府省庁の業務継続体制の構築）

政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継

統的に評価及び見直しを行うなど、実効性を向上させるとともに、各府省庁において業務継続計画を検証するために首都直下地震を想定した訓練を行う。

3-4 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の構築）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図るほか、被災時における移動に自転車を活用し、業務の継続性を高める。

（市の防災拠点の耐震化等）

新庁舎の実施設設計の完了、建設工事の着手にあわせて、危機管理センターの整備を進める。

【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。

また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Lアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。

さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に WI-FI を整備する。【1-3 再掲】

（総合防災訓練の実施）

九都県市合同防災訓練・図上訓練を継続して実施し、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、実効的な防災体制を強化するとともに、幅広い人たちの防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（情報通信手段の確保）

地域防災無線（携帯無線）を配備するとともに、停電と輻輳に強い特設公衆電話を配備する。

（防災拠点施設における非常用電源の確保）

防災拠点施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を検討する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油類燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図る。【2-3 再掲】

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便局の耐震化及び業務継続体制の構築）

直営郵便局施設の耐震診断及び同診断に基づく耐震化を進めるとともに、日本郵便（株）において、業務継続計画の見直しを行う。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（ラジオ送信所の整備）

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の整備等の支援を行う。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（輸送手段の多様化）

国土強靱化を目的とした輸送手段の燃料多様化に対する費用補助について、国や県において枠組みを示すべき事項であることから、その動向を注視するとともに、可能な範囲で仕組みや総量などを検討していく。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油類燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図る。【2-3 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違対象物に対する違反是正達率及び違対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自

治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【1-1 再掲】

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性がある、重点的に改善すべき地区(重点密集市街地)の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【1-1 再掲】

5-4 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響

(港湾の業務継続体制の構築)

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る。

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(橋梁の耐震化・架替)

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

(港湾の業務継続体制の構築)

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る。【5-4 再掲】

5-6 食料等の安定供給の停滞

(被災地における物資の確保)

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成28年5月に関係課及び関係団体(千葉県倉庫協会等)で構成する連絡会を設置している。今後は、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備

する。

また、消毒液等の衛生用品についても計画的に備蓄を行う。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるように保守を行っていくとともに、県の水道局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。【2-1 再掲】

（広域災害物資供給拠点の整備）

蘇我スポーツ公園内の円形野球場の整備を行い、災害時には広域防災拠点としての機能を提供する。【2-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。【2-1 再掲】

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（金融機関の業務継続体制の構築）

中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等を推進する。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

（電力供給ネットワークの耐震化）

災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。

（ライフライン施設の業務継続体制の構築）

ライフライン事業者において、施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、業務継続計画の見直しを行う。

また、引き続き、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的実施し、連携の強化を図る。

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

生活・経済活動の重要施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油類燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図る。【2-3 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるよう保守を行っていくとともに、県の水道局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を

対象に改築事業の完了を目指し、処理場・ポンプ場の改築については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の改築を行う。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・更新)

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築事業の完了を目指し、処理場・ポンプ場の改築については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の改築を行う。【6-2 再掲】

(一般廃棄物処理施設の整備)

千葉市一般廃棄物処理施設基本計画に基づき、適正に施設の更新を行い、施設の老朽化対策を講じる。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(モノレールの災害対応力向上)

千葉都市モノレール(株)が速やかに車両基地の耐震補強を実施できるよう、補助金の交付により促進する。

(液状化対策の実施)

対策施設工事の完了及び不同沈下を起こさないよう、良好かつ適切な地下水位低下の初期運用を行う。

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。【2-1 再掲】

6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶

(水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進)

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観

点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

また、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

（民間建築物の適切な管理）

空家登録制度を実施し、空家の有効活用を促進するとともに、空家等対策計画を策定し、計画に基づき空家活用に関する各種施策を実施していく。

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【1-1 再掲】

（密集住宅市街地の環境整備）

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地13地区については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を行う。【1-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-1 再掲】

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。【1-1 再掲】

(延焼遮断のための緑地の確保)

屋上壁面緑化など身近な緑を増やし、緑の機能や大切さについての住民理解を深め、民有地緑化を推進するとともに、既存の緑の質の向上を図る。【1-1 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区(重点密集市街地)の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【1-1 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(密集住宅市街地の環境整備)

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地13地区については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を行う。【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（土砂災害の発生予防）

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。【1-5 再掲】

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。【1-5 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築事業の完了を目指し、処理場・ポンプ場の改築については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の改築を行う。【6-2 再掲】

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施する対策を検討する。【1-3 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性がある、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を

行うとともに、感震ブレイカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレイカー設置補助のモデル事業を行う。【1-1 再掲】

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農地・森林等の適切な整備）

民有緑地保全方針を策定し、新規指定の候補地を抽出する等、調査を実施する。

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

（行政による情報処理・発信体制の整備）

今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。

また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Lアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。

さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に WI-FI を整備する。【1-3 再掲】

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制の構築）

千葉市震災廃棄物処理計画や千葉市震災廃棄物処理業務実施マニュアルについて、国の新たな災害廃棄物処理指針を踏まえた改定を行う。【2-6 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

平常時から協定締結先との連携強化を図る。

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防犯体制の充実)

防犯パトロール隊への支援や防犯カメラの設置助成を拡充することにより、地域における防犯力の一層の強化を図る。

また、J R主要駅周辺等に防犯カメラを設置することにより、市街地における犯罪抑止効果を高める。

(地域におけるコミュニティ活動の推進)

町内自治会の加入・結成をさらに促進していく。

(安全・安心な避難所の運営)

避難所運営委員会の結成を促進するとともに、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。【1-1 再掲】

(多様な主体に配慮した防災対策の推進)

地域防災計画、防災ライセンス講座、地域による避難所開設・運営の手引き等を見直す際に、防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」からの意見を反映させる。

8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(緊急輸送道路の確保)

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を進める。【1-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【5-5 再掲】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(下水道施設の耐震化・更新)

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市

立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築事業の完了を目指し、処理場・ポンプ場の改築については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の改築を行う。【6-2 再掲】

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1 対応方策の重点化

STEP 5

(1) 重点化の方法

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の新基本計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定する。

選定に係る4つの視点

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ 市の新基本計画に定められた都市像との整合性・関連性の深い事業
- ④ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

(2) 重点化すべきリスクシナリオ

4.3のリスクシナリオについて、上記(1)の視点に基づき、重点化すべきプログラムに係る1.6のリスクシナリオを次のとおり選定する。

事前に備えるべき目標		千葉市のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-4 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-5 基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※網掛けのリスクシナリオは国・県においても重点化プログラムに設定されたもの

4 3 リスクシナリオのうち重点化するリスクシナリオ（網掛け表示）

事前に備えるべき目標	千葉市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁機能等の機能不全
	3-4 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響
	5-5 基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
	5-6 食料等の安定供給の停滞
	5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常温水等により用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

(2) 計画の見直し

本計画は、千葉市新基本計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけられていることから、千葉市新基本計画または実施計画の改定に合わせて、計画内容を修正するとともに、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図ることとする。

また、本計画は、社会状況の変化や(1)の進捗管理の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。その際は、あらためて本市における脆弱性評価を行った上で、必要な対応方策について明らかにする。

[別記：脆弱性の分析・評価の結果]

※ 文中の時点に記載していない数値データは平成28年度末現在のもの

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(地震対策の推進)

地震による被害軽減施策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを市民に分かりやすく伝える必要がある。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成27年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。

(市の防災拠点の耐震化等)

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて検討中の危機管理センターの設置を進めていく必要がある。

(民間建築物の耐震化)

民間住宅の耐震化率は86.5%（推計値）、民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震化率は92.6%（平成27年度末現在の推計値）となっており、一定の進捗が図られているが、今後は更なる耐震化を図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。

(密集住宅市街地の環境整備)

密集住宅市街地13地区の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を行っているが、基幹道路等の地区内整備については、住民との合意が得られていないことから十分に進んでいないため、基幹道路等の整備を行うための取組強化が必要である。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は81.72%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））を38か所指定（平成30年1月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は64.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

(避難行動要支援者に対する対応)

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。

また、名簿対象者の地域への提供率は28.3%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年1回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。

(家具転倒防止対策の強化)

家具転倒防止対策の実施率について、千葉市地震被害想定調査（平成29年3月）では、現状の18.8%から、65%（千葉県地震防災戦略の目標）まで上がった場合、屋内収容物の転倒等による死者数が約60%程度減少することが判明したため、高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において家具転倒防止等の取組を行うよう啓発する必要がある。

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね50件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

(延焼遮断のための緑地の確保)

壁面緑化については、一定量の確保はできているが、大幅な拡大は難しいことから、住民等の理解を得ながら、着実に民有地緑化を進めることが必要である。

(二次被害の防止)

被災建築物応急危険度判定士の確保や資器材等の整備を進めるとともに、被災建築物応急危険度判定コーディネーター育成のため研修会に職員が参加しており、引き続き、被災建築物応急危険度判定体制の確保を図る必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成27年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。【1-1 再掲】

(民間建築物の耐震化)

民間住宅の耐震化率は86.5%（推計値）、民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震化率は92.6%（推計値）となっており、一定の進捗が図られているが、今後は更なる耐震化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-1 再掲】

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は81.72%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。

【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(津波被害の発生予防)

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を367か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を420枚設置しており、引き続き、看板等の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、市内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要で

ある。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は64.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(浸水対策の推進)

市内の河川を概ね1時間50mmの大雨に対応できるよう、引き続き、河川の改修を進めるとともに、引き続き、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの活用等によるソフト対策を推進する必要がある。

また、雨水施設の整備について、引き続き、53.4mm/hの降雨に対する整備を進めるとともに、一度雨水整備が完了した地区においても、低地部などの地形的な要因などにより、再び浸水被害が発生している状況であることから、浸水リスクや都市機能の集積度が高いJR千葉駅東口などの地区について、整備水準を引き上げ、雨水対策を強化する必要がある。

さらに、公共下水道区域以外でも浸水被害が頻発しており、排水施設の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化対策を講じるほか、六方都市下水路流域の浸水被害については、他の対策がすぐに実施できないことから、東寺山調整池の改修を早期に実施する必要がある。

(高潮災害の発生予防)

高潮の一時的な避難場所として指定緊急避難場所(高潮)を325か所(平成30年1月、津波避難ビル44か所含む)指定しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(土砂災害の発生予防)

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる96箇所のうち24箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの72箇所については、土地の境界など地元住民による意思統一が困難な場合や、実施に対し費用負担が伴うことから意見が整わないなどの課題の調整を図りながら、整備を進める必要がある。

(土砂災害に関する意識啓発)

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域(特別警戒区域)の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周

知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。

（富士山噴火による降灰対策）

富士山噴火による降灰被害について、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。【1-3 再掲】

（避難行動要支援者に対する対応）

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。

また、名簿対象者の地域への提供率は28.3%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年1回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成28年5月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、第1回会議を開催しているが、今後は、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における備えが必要となる。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定による避難所避難者数に対し、発災から3日間必要となる最低限の物資を賄えるよう備蓄物資の増強を行っており、食料等基本的な物資については、平成30年度を目途に目標数の備蓄を達成する見込みである。今後は、避難所の生活環境の整備を図るため、消毒液等の衛生用品の備蓄が必要である。

（応急給水体制の整備）

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての

協定締結などを行っているが、今後は、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

（広域災害物資供給拠点の整備）

蘇我スポーツ公園については、臨海部における広域防災拠点としての一定の役割は果たしているが、一部未整備であることから、防災機能をより強化するため、計画的な整備を推進する必要がある。

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、一般の交通を規制することにより、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しているが、利用実績がまだ少ないことから、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。

また、共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。

（水道施設の耐震化・更新）

送水管が菅田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。

（市場機能の強化）

市場は開場後37年を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しているが、今後は、受援力の向上を図る必要がある。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は81.72%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。

【1-1 再掲】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(消防署等における非常用発電設備等の確保)

消防署・所の建替えについては、当初の計画から遅れはあるものの、比較的順調に実施しており、新たな消防活動拠点として緑区に消防出張所を新設するなど、事業を進めているところであるが、消防活動拠点である消防署・所等26か所のうち、非常用電源設備が設置されているのは9か所で、72時間以上の稼働が可能なのは2か所のみという状況であることから、今後、すべての消防署・所等において72時間以上の稼働を確保する必要がある。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、今後は、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。

(医療施設における非常用電源の確保)

災害時において、医療施設の基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(帰宅困難者に向けた支援設備の整備)

既に一時滞在施設に指定している施設については、一日分の備蓄品を整備済みであるが、依然として、帰宅困難者に係る一時滞在施設の不足が懸念されており、また、一時滞在施設の指定後は、備蓄品の整備が必須となることから、今後も一時滞在施設の指定及び指定後の備蓄品整備に向けた取組強化が必要である。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しているが、今後は、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

（災害派遣医療チーム（DMAT）の養成）

大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的な不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院のDMAT保有率（100%）を維持する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（避難所での衛生管理）

消毒液やビニール手袋のような衛生用品は、平成29年度から整備を開始したところであり、今後、整備を進める必要がある。

（し尿処理体制の構築）

マンホールトイレについては、平成28年度までに、非常用井戸のある指定避難所への整備を完了したが、引き続き、その他の市立学校について、プール水を水源として活用した整備を進める必要がある。

また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を行っているが、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するため、整備が必要である。

（災害廃棄物処理体制の構築）

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市震災廃棄物処理計画や千葉市震災廃棄物処理業務実施マニュアルを策定して、災害時における市の業務内容を明確化しているが、平成26年3月に国が新たな災害廃棄物処理指針を策定したことを受け、千葉県が市町村震災廃棄物処理計画策定指針を改定した後、計画及びマニュアルを改定する必要がある。

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(矯正施設の耐震化)

矯正施設の耐震化率は74%（平成27年度）であるが、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。

(警察の治安確保体制の構築)

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(警察の交通事故対策)

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

3-3 首都圏での中央官庁機能等の機能不全

(各府省庁の業務継続体制の構築)

政府全体の業務継続計画に基づき、各府省庁の業務継続計画を継続的に見直し、内容を改善するとともに、評価手法を構築し評価を実施する必要がある。

3-4 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続体制の構築)

業務継続計画<地震対策編>については、平成27年3月に策定済であるが、今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

また、業務の継続性を高めるため、被災時における移動を円滑に行う必要がある。

(市の防災拠点の耐震化等)

現在、新庁舎整備の基本設計を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて検討中の危機管理センターの設置を進めていく必要がある。【1-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。【1-3 再掲】

(総合防災訓練の実施)

大地震による甚大な被害を想定し、市の防災組織はもとより区市、防災関係機関、民間団体及び自主防災組織などの住民が一体となった合同防災訓練を行う必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信手段の確保)

市の主要機関及び指定避難所の連絡用に地域防災無線（携帯無線）を配備しているが、その他の手段についても検討する必要がある。

(防災拠点施設における非常用電源の確保)

災害時において、防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、今後は、実効性を確保する必要がある。【2-3 再掲】

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便局の耐震化及び業務継続体制の構築)

耐震性が確保されない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、耐震性を確保するとともに、事業継続計画について、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(ラジオ送信所の整備)

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備の対策を推進する必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(市場機能の強化)

市場は開場後 37 年を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(輸送手段の多様化)

市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助しているが、国土強靱化の観点から一定程度機能する仕組みや必要な数量について考察していないことから、今後検討が必要である。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、今後は、実効性を確保する必要がある。【2-3 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-1 再掲】

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-1 再掲】

5-4 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響

(港湾の業務継続体制の構築)

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路やほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

（港湾の業務継続体制の構築）

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。【5-4 再掲】

5-6 食料等の安定供給の停滞

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成28年5月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、第1回会議を開催しているが、今後は、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における備えが必要となる。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定による避難所避難者数に対し、発災から3日間必要となる最低限の物資を賄えるよう備蓄物資の増強を行っており、食料等基本的な物資については、平成30年度を目途に目標数の備蓄を達成する見込みである。今後は、避難所の生活環境の整備を図るため、消毒液等の衛生用品の備蓄が必要である。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っているが、今後は、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。【2-1 再掲】

（広域災害物資供給拠点の整備）

蘇我スポーツ公園については、臨海部における広域防災拠点としての一定の役割は果たしているが、一部未整備であることから、防災機能をより強化するため、計画的な整備を推進する必要がある。【2-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、一般の交通を規制することにより、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しているが、利用実績がまだ少ないことから、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。

また、共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心

に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

【2-1 再掲】

（水道施設の耐震化・更新）

送水管が誉田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。【2-1 再掲】

（市場機能の強化）

市場は開場後37年を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（金融機関の業務継続体制の構築）

中央銀行、金融機関、金融庁における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定が進められているが、金融機関の規模・地域によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進していく必要がある。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（電力供給ネットワークの耐震化）

電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に、行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

（ライフライン施設の業務継続体制の構築）

ライフライン事業者において、施設の耐震性を確保するとともに、業務継続計画について、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

また、市においては、ライフライン事業者との連携を強化する必要がある。

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

災害時において、生活・経済活動における基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油

商業組合千葉支部との協定を締結しており、今後は、実効性を確保する必要がある。【2-3 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の改築）

平成27年度に策定した長期施設整備計画に基づき、平川浄水場電気・機械設備を更新する必要がある。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っているが、今後は、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

耐震化については、東日本大震災時に被災経験のある美浜区においては、重要な下水道幹線の7割強の耐震化が完了しているが、市内全域で見ると、耐震化の状況は5割に達していないことから、今後、美浜区以外についても、計画的に耐震化に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は170km存在し、全体の4.6%に及んでおり、現在、年間平均約20kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・更新）

耐震化については、東日本大震災時に被災経験のある美浜区においては、重要な下水道幹線の7割強の耐震化が完了しているが、市内全域で見ると、耐震化の状況は5割に達していないことから、今後、美浜区以外についても、計画的に耐震化に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は170km存在し、全体の4.6%に及んでおり、現在、年間平均約20kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

【6-2 再掲】

（一般廃棄物処理施設の整備）

一般廃棄物処理施設を適正に更新し、老朽化対策を行う必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(モノレールの災害対応力向上)

モノレールの本線部の耐震補強は施工済であるが、車両基地は未施工であり、今後大規模地震が発生した場合、長期間にわたり車両の入・出行と運行ができなくなる恐れがあることから、速やかに車両基地の耐震補強を実施する必要がある。

(液状化対策の実施)

東日本大震災で液状化被害のあった磯辺4丁目の一部、磯辺3丁目の一部において地下水位低下工法による液状化対策のための施設工事を実施しており、工事完了後、適切に地下水位低下を開始する必要がある。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果や、避難経路のほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

災害発生等の緊急時に、一般の交通を規制することにより、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しているが、利用実績がまだ少ないことから、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。

また、共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

【2-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶

(水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進)

現行の用水供給整備水準を超える湧水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

また、千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(民間建築物の適切な管理)

平成26年度から住情報提供コーナーにおいて空家活用に関する相談業務を、平成27年度からは(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部の協力のもと、空家相談員の現地派遣を開始し、平成29年度には、市内全域を対象とした空家等実態調査により、実態把握に努めているところであるが、今後も引き続き空家が増加することが想定されていることから、さらなる対策を計画的に講じるための取組が必要である。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成27年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-1 再掲】

(密集住宅市街地の環境整備)

密集住宅市街地13地区の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を行っているが、基幹道路等の地区内整備については、住民との合意が得られていないことから十分に進んでいないため、基幹道路等の整備を行うための取組強化が必要である。【1-1 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果や、避難経路のほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は81.72%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。

【1-1 再掲】

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））を38か所指定（平成30年1月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は64.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

壁面緑化については、一定量の確保はできているが、大幅な拡大は難しいことから、住民等の理解を得ながら、着実に民有地緑化を進めることが必要である。【1-1 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-1 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

（密集住宅市街地の環境整備）

密集住宅市街地13地区の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を行っているが、基幹道路等の地区内整備については、住民との合意が得られていないことから十分に進んでいないため、基幹道路等の整備を行うための取組強化が必要である。【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、一般の交通を規制することにより、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しているが、利用実績がまだ少ないことから、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。

また、共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(土砂災害の発生予防)

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる96箇所のうち24箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの72箇所については、土地の境界など地元住民による意思統一が困難な場合や、実施に対し費用負担が伴うことから意見が整わないなどの課題の調整を図りながら、整備を進める必要がある。【1-5再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。【1-5再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

耐震化については、東日本大震災時に被災経験のある美浜区においては、重要な下水道幹線の7割強の耐震化が完了しているが、市内全域で見ると、耐震化の状況は5割に達していないことから、今後、美浜区以外についても、計画的に耐震化に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は170km存在し、全体の4.6%に及んでおり、現在、年間平均約20kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

【6-2再掲】

(津波被害の発生予防)

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を367か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を420枚設置しており、引き続き、看板の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。【1-3再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反是正率は75.9%、その他の違反是正率は82%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-1再掲】

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・森林等の適切な整備)

良好な自然環境を有する緑地を特別緑地保全地区に指定し、行為規制による緑地保全は一定の成果が上がっているが、新規指定のため、今後の方針を定める必要がある。

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、市内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。【1-3再掲】

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の構築)

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市震災廃棄物処理計画や千葉市震災廃棄物処理業務実施マニュアルを策定して、災害時における市の業務内容を明確化しているが、平成26年3月に国が新たな災害廃棄物処理指針を策定したことを受け、千葉県が市町村震災廃棄物処理計画策定指針を改定した後、計画及びマニュアルを改定する必要がある。【2-6再掲】

(人的支援の受入れ体制の整備)

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しているが、今後は、受援力の向上を図る必要がある。【2-2再掲】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

建設関係団体、他自治体等と災害復旧に関する協定を締結しているが、平常時から協定締結先との連携を強化する必要がある。

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しているが、今後は、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域防犯体制の充実）

地域防犯の要である防犯パトロール隊への活動の支援により、防犯活動の活性化に一定の効果が見られるが、地域防犯活動の一層の強化を図るため、新たな事業の検討が必要である。

（地域におけるコミュニティ活動の推進）

多くの市民が地域活動に取り組めるよう、町内自治会の加入・結成を促進していく必要がある。

（安全・安心な避難所の運営）

地域住民が主体となって避難所の開設運営を行う体制づくりについては、避難所運営委員会の設立数の増加等で一定の進捗は図られているが、さらなる結成促進を図るとともに、立ち上がった共助組織の活動の質や頻度に未だ改善すべき点が多いため、各組織を対象とした研修会を実施し、組織力、運営能力などの向上を図り、自立を促す必要がある。

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は64.5%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練等による地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

（多様な主体に配慮した防災対策の推進）

地域防災計画等に男女共同参画の視点を取り入れるため、防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を設置しており、部会の意見を防災対策に反映させる必要がある。

8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、一般の交通を規制することにより、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しているが、利用実績がまだ少ないことから、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。

また、共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を推進する必要がある。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（下水道施設の耐震化・更新）

耐震化については、東日本大震災時に被災経験のある美浜区においては、重要な下水道幹線の7割強の耐震化が完了しているが、市内全域で見ると、耐震化の状況は5割に達していないことから、今後、美浜区以外についても、計画的に耐震化に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は170km存在し、全体の4.6%に及んでおり、現在、年間平均約20kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。【6-2 再掲】

アクションプラン編

第1章 リスクシナリオごとの事業

計画の実効性を確保し、国土強靱化を着実に進めていくためには、計画事業について、数値目標等を用いて適切に進行管理を行っていく必要がある。

本章では、基本計画編・第3章の対応方策に基づき、千葉市新基本計画・第3次実施計画と整合性を図りながら、計画事業の検討を行い、リスクシナリオごとに整理をしている。

計画事業については、数値目標等を設定し、適切に進捗管理を行っていく。

特に、基本計画編・第4章の重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオについては、その重要性に鑑み、リスクを回避するために効果的な事業を重点的に推進していく。

* 第3次実施計画の計画外事業は網掛けし、外と表示

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【重点化プログラム】

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

● 学校施設の環境整備 (学校施設課)

学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、施設環境・機能を改善するための整備を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
大規模改造	小学校 7校 中学校 1校	小学校 14校 中学校 2校	小学校 15校 中学校 3校
外壁改修	小学校 29校 中学校 8校	小学校 9校 中学校 4校	小学校 38校 中学校 12校
トイレ改修	小学校 11校 中学校 2校 特別支援学校 1校	小学校 18校 中学校 15校 高等学校 1校	小学校 28校 中学校 17校 高等学校 1校 特別支援学校 1校
小学校の音楽室等エアコン整備	—	102校	102校
学校施設の長寿命化計画策定	—	策定	策定

●公立保育所の建替え（幼保支援課）

良好な保育環境を確保するとともに、より多様な保育ニーズに対応するため、老朽化が著しい木造公立保育所の建替えを行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
改築	1か所	2か所	3か所

●公共施設の吊天井の補強（各所管課）

公共施設の安全を確保するため、吊天井の補強工事を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
設計	5か所	3か所	3か所
改修工事	13か所	10か所	23か所

●市営住宅の整備（市営住宅の建替）（住宅整備課）

老朽化した市営住宅の住宅・住環境の改善を図るため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、建替え等を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
建替え	小倉台団地 工事着手 宮野木町第2団地 建替完了	小倉台団地 建替	小倉台団地 建替完了
用途廃止	—	大宮町第1・第2団地 解体完了	大宮町第1・第2団地 解体完了

●公共施設の計画的保全（各所管課）

利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
劣化度調査	1か所（29年度）	3か所	3か所
実施設計	9施設（29年度）	9施設	9施設
改修工事	18施設（29年度）	16施設	16施設

（市の防災拠点の耐震化等）

●新庁舎の整備（管財課）

防災面や老朽化などの課題に対応するため、新庁舎の整備を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
設計・施工請負業者の選定	PFI導入可能性調査	選定	選定
新庁舎の整備	基本設計	実施設計 本庁舎の一部解体工事 建設工事	実施設計 本庁舎の一部解体工事 建設工事

●危機管理センターの構築 外 (危機管理課)

災害時の対応を迅速かつ円滑に行うため、災害対策本部員会議室、オペレーションルームや総合的な防災情報システム等を備えた危機管理センターの構築を、新庁舎の整備に合わせて実施する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
危機管理センターの整備	新庁舎の基本設計	新庁舎の実施設計、 建設工事	新庁舎の実施設計、 建設工事

(民間建築物の耐震化)

●耐震診断・耐震改修の助成 (住宅政策課)

地震発生時の住宅の安全性向上のため、木造住宅や分譲マンションの耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
耐震診断助成	木造住宅 538戸 分譲マンション 10管理組合	55戸 5管理組合	593戸 15管理組合
耐震改修助成	木造住宅 365戸 耐震シェルター1件 マンション(設計) 2管理組合	85戸 3件 1管理組合	450戸 4件 3管理組合

(民間建築物等の防火体制の整備)

●火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 外 (消防局予防課)

更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
重大な消防法令違反対象物に対する違反是正	75.9%	実施	100%
違反対象物(重大な消防法令違反を除く。)に対する是正等	82%	実施	100%
危険物製造所等、火薬類施設及び高圧ガス施設に対する査察	89.1%	実施	100%

●感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）

大規模地震時の電気火災の発生や延焼を防ぐため、密集住宅市街地を対象として、感震ブレーカーの設置をモデル的に実施する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
密集住宅市街地を対象とした感震ブレーカー設置モデル事業	—	実施	実施
普及啓発	説明会の実施 デモ機等資機材の購入	実施	実施

（密集住宅市街地の環境整備）

●検見川・稲毛地区土地区画整理（検見川稲毛土地区画整理事務所）

良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や幹線道路整備等により公共施設の整備を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
都市計画道路築造	978m	320m、地区外 30m	1,298m

●寒川第一土地区画整理（寒川土地区画整理事務所）

良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や都市計画道路及び下水道施設等の公共施設の整備を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
都市計画道路築造	113m	130m	243m

●東幕張土地区画整理（東幕張土地区画整理事務所）

J R 幕張駅利用者の利便性向上、地域全体の活性化及び良好な居住環境の形成を図るため、北口駅前広場を含む幹線道路等の早期完成に向け、建物移転や公共施設の整備を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
都市計画道路築造	380m	80m	460m

●土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討（市街地整備課）

長期間にわたり事業化されていない土地区画整理事業未施行地区について、社会情勢や周辺状況等が変化しているため、実情に合わせた整備手法の検討を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
ガイドラインの策定・見直し手法の検討	—	実施	実施
関係者調整	—	実施	実施
都市計画への反映	—	変更図書作成	実施

●密集住宅市街地の環境整備推進（住宅政策課、消防局予防課）

密集住宅市街地において、災害時の円滑な消防活動が可能となる安全な地区を形成するため、基幹道路の整備に向けた調査・検討を実施するとともに、重点密集市街地を対象に感震ブレーカーの設置を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
基幹道路の整備	現況測量、概略設計	推進	推進
指定地域に対する簡易型感震ブレーカーの設置	—	実施	実施

（幹線道路の整備）

●国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（道路計画課）

国が実施する国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の整備を進めるため、並行する水路の移設を実施する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
水路移設	基本設計	詳細設計、用地取得、工事	用地取得完了、工事

●都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）

地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路の整備の検討を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
調査・設計	—	調査・設計	調査・設計

●道路の計画調査（道路計画課）

効率的かつ効果的に道路整備を行うため、幹線道路網の整備計画や渋滞対策プログラムを策定する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
幹線道路網整備計画の策定	概略検討	策定	策定
渋滞対策プログラムの策定	調査	策定	策定

●国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）

道路の渋滞緩和や安全対策を図るため、国が管理する市内国道の整備（国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）など）を促進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
国道357号湾岸千葉地区改良 （千葉地区）	歩道拡幅工事	歩道整備	完了
〃 （蘇我地区）	測量	設計、用地取得、道路整備	用地取得、道路整備
国道51号（北千葉拡幅）	用地交渉	用地取得・道路整備	完了
電線共同溝・交通安全施設等の整備	実施	国道14号等設計・整備	国道14号等設計・整備

●市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）

交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得（千葉大前区間）	—	3,894 m ²	完了
道路整備（千葉大前区間）	—	820m	供用開始

●市道横戸町23号線の整備（道路建設課）

交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	2,648 m ² (取得率 76.6%)	701 m ²	完了
道路整備	279m	201m	供用開始

●市道誉田町平山町線の整備（道路建設課）

大宮インターチェンジへのアクセス強化や歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
道路整備	580m	420m	供用開始

●市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）

地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
調査・設計	調査・設計	詳細設計等	完了
用地取得	2,104 m ² (取得率 36.7%)	275 m ²	2,379 m ² (取得率 41.5%)

●都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）

蘇我副都心と千葉東南部とのアクセス強化とともに千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、地域高規格道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	14,214 m ² (取得率 42%)	9,644 m ² (取得率 28%)	23,858 m ² (取得率 71%)

●都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）

千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、環状道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	24,607 m ² (取得率 44%)	4,421.9 m ²	29,029 m ² (取得率 52%)
道路環境影響調査及び将来交通量推計	—	実施	完了

●都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）

快適で利便性の高い道路交通体系を確立するため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
道路整備	1,680m	427m	供用開始

●都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）

周辺都市との連絡強化等を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
本線 用地取得	15,223 m ² (取得率 86%)	1,708.4 m ²	16,931 m ² (取得率 95%)
村田町 19 号線	用地取得 95 m ² (取得率 37%) 道路整備 190m	160 m ² 50m	供用開始
村田町 46 号線	用地取得 26 m ² (取得率 13%) 道路整備 —	170 m ² 120m	供用開始

●都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）

地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	13,885 m ² (取得率 42%)	1986.5 m ²	15,872 m ² (取得率 48%)

●都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）

地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	10,143 m ² (取得率 99%)	62.9 m ²	完了
道路整備	250m	350m	供用開始

●都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）

J R 誉田駅へのアクセス強化や歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	3,305 m ² (取得率 33%)	1,643 m ²	4,948 m ² (取得率 49%)

●都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）

周辺都市との連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路の整備を促進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	1,540 m ² (取得率 12%)	2,250 m ²	3,790 m ² (取得率 30%)

●県道幕張八千代線（実叅4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）

地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路の整備を促進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
道路整備	2車線暫定供用	実施	実施

●市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）

歩行者等の安全確保及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	3,838 m ² (取得率 95%)	198 m ²	完了
道路整備	—	980m	供用開始

●主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）

歩行者の安全確保及び慢性的な渋滞緩和を図るため、歩道の整備及び交差点の改良を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	1,288 m ² (取得率 56%)	554 m ²	1,842 m ² (取得率 80%)

(常備消防の強化)

●応急救護所用エアートेंटの更新 (消防局警防課)

大規模事故発生時などにおける多数傷病者の対応に備えるため、消防署に配置されている応急救護所用エアートेंटを更新する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
エアートेंटの更新	1基	3基	4基

●可搬式小型動力ポンプの消防ホース更新 (消防局警防課)

自主消防組織が平常時の訓練だけでなく、大規模災害時においても、支障なく消防ホースを使用できるよう、可搬式小型動力ポンプの消防ホースを更新する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
消防ホースの更新	—	78か所 (各2本)	78か所 (各2本)

(消防指令体制の強化)

●ちば消防共同指令センター機器更新 (消防局指令課)

消防指令体制を維持し、迅速な通報受付、消防・救急活動を行うため、共同指令センターの機器を一部更新する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
指令管制システムの部分更新	—	部分更新	運用開始
機器の修繕	—	実施	実施

(消防団の強化)

●消防団活動体制の充実 (消防局総務課)

地域における消防防災力の向上を図るため、消防団活動体制の充実を図る。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
消防団器具置場の整備	4棟	3棟	7棟
小型動力ポンプ付積載車の更新	—	3台	3台
消防団制服・装備の充実強化	防火帽 114個	防火衣 174着 防火帽 174個 防火靴 174足	防火衣 174着 防火帽 288個 防火靴 174足

●花見川消防署訓練施設の整備 (消防局警防課)

消防活動体制の充実強化を図るため、花見川消防署に訓練施設を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
訓練施設の整備	—	設置工事	供用開始

（消防水利の整備）

●消防水利の整備（消防局警防課）

大規模災害時の消火用水を確保するため、計画的な防火水槽の整備を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
防火水槽の新設	1,961基	2基増	1,963基

（地域における災害対応力の向上）

●自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に防災アドバイザーを派遣する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
自主防災組織の結成	1,035組織	60組織増	1,095組織
防災アドバイザー派遣	—	20回/年	20回/年

●応急手当の普及啓発（消防局救急課）

救命率の向上を図るため、救命講習会の拡充を図る。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
45分救命講習の実施	—	1,200人/年増	3,600人/年

●防災リーダーの養成（防災対策課）

地域の防災力向上のため、防災ライセンス講座や防災ライセンススキルアップ講座を開催し、防災リーダーの養成を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
防災ライセンス講座	5回/年	継続	5回/年
スキルアップ講座	2回/年	継続	2回/年

●地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）

地域の防災力の向上を図るため、町内自治会と協働で自主防災マップを作成する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
中央区くらし安心・自主防災マップの作成	20団体/年	1団体増	21団体/年

●地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）

地域の防災力の向上を図るため、区内小中学校での防災実技講演会を実施するとともに、自主防災組織未結成の自治会を対象に個別説明会を実施する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
若葉区自主防災組織の結成促進（個別説明会）	10回/年	継続	10回/年

●地域の防災力の向上（緑区）（緑区地域振興課）

地域防災力の向上を図るため、地域住民・防災関係機関と連携して緑区災害対応合同訓練を実施する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
緑区災害対応合同訓練	1回/年	継続	1回/年

（避難行動要支援者に対する対応）

●避難行動要支援者の支援体制の強化（防災対策課）

災害時の避難行動要支援者の支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿を町内自治会や自主防災組織等に提供する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
避難行動要支援者名簿の提供	33%	48%	48%

（家具転倒防止対策の強化）

●各家庭における家具転倒防止対策の実施率向上 外（危機管理課）

各家庭において、家具転倒防止対策の実施率を向上させるため、市ホームページ、広報紙等による啓発を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
啓発の実施	—	市ホームページ・広報紙等による啓発の実施	市ホームページ・広報紙等による啓発の実施
各家庭の実施率 （インターネットモニターアンケート）	18.8%	18.8%	37.6%

(道路基盤の確保)

●狭あい道路の拡幅 (建築指導課、土木管理課)

安全で良好な住環境の形成を図るため、寄付される道路後退用地内の塀の撤去費などの一部を助成するとともに、道路を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
狭あい道路の整備	整備延長 13.8km	1.5km	15.3km

(延焼遮断のための緑地の確保)

●市民緑地の推進 (公園緑地課)

市街地の緑を守り、身近な自然とのふれあいの場を確保するため、市民協働で緑地の保全・維持管理を行う「市民緑地」の設置を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
市民緑地の設置	20か所	実施	実施

●都市緑化の推進 (緑政課)

緑豊かな環境を創出するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、市民参加による緑化の普及啓発を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
屋上壁面緑化への助成	3件	3件増	6件
緑のモデルカーテンづくり	—	6件増	6件
緑地協定の締結	175件	3件増	178件

(二次被害の防止)

●被災建築物応急危険度判定体制の確保 外 (建築審査課)

地震直後の建築物の倒壊・落下物等の2次災害を防止するための建築物応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士の資格者を確保するとともに、応急危険度判定の実施体制を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
応急危険度判定士の確保	113人	実施	128人
判定街区マップの作成	80%	実施	100%
判定資器材の確保	50%	実施	100%

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

●公立保育所の建替え (幼保支援課) 【1-1 再掲】

●学校施設の環境整備 (学校施設課) 【1-1 再掲】

- 公共施設の吊天井の補強（各所管課）【1-1 再掲】
- 市営住宅の整備（市営住宅の建替）（住宅整備課）【1-1 再掲】
- 公共施設の計画的保全（各所管課）【1-1 再掲】

（民間建築物の耐震化）

- 耐震診断・耐震改修の助成（住宅政策課）【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 **外**（消防局予防課）【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

- 応急救護所用エアートントの更新（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 可搬式小型動力ポンプの消防ホース更新（消防局警防課）【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

- ちば消防共同指令センター機器更新（消防局指令課）【1-1 再掲】

（消防団の強化）

- 消防団活動体制の充実（消防局総務課）【1-1 再掲】
- 花見川消防署訓練施設の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

- 消防水利の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

（行政による情報処理・発信体制の整備）

- 防災行政無線の整備（防災対策課）

災害発生時における緊急情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
屋外受信機及び屋内受信機のデジタル化	設計	親局工事 1局 屋外受信機工事 80局 屋内受信機工事 240局	親局工事 1局 屋外受信機工事 80局 屋内受信機工事 240局
全国瞬時警報システム（Jアラート）の更新	—	更新	完了

●避難所における通信環境の整備（防災対策課）

大規模災害発生時に避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
避難所におけるWi-Fi環境の整備	—	市立小・中学校避難所に整備	完了
災害時用公衆電話の事前設置	N T T東日本との協定締結、公衆回線設置	550台	550台

（地域における災害対応力の向上）

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（緑区）（緑区地域振興課）【1-1 再掲】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【重点化プログラム】

（浸水対策の推進）

●河川の改修（都市河川課）

流域内の浸水被害を軽減するため、坂月川や支川都川等を改修するとともに、河川維持管理計画に基づき、管理河川の計画的保全を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
坂月川の改修	一次改修 2,720m	河道整備 206m	一次改修完了
支川都川の改修	暫定改修 3,540m	合流部築造 河道築造 540m	一次改修 540m
勝田川の改修	暫定改修 3,530m	管理施設改修	暫定改修完了
生実川（準用）の改修	暫定改修 1,190m	基本設計	基本設計
河川管理施設の計画的保全	生実川（準用）の点検	生実川（準用）、坂月川の保全改修	生実川（準用）、坂月川の保全改修
河川堤防の減災対策	—	堤防天端保護 2km	堤防天端保護 2km

●浸水被害の軽減と対策の強化（雨水施設の整備）（下水道計画課、下水道建設課）

近年の局地的な大雨に対し、浸水被害を軽減するため、対策を強化し、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
雨水管渠等の整備 (53.4mm/h対応)	28地区	12地区	40地区
雨水管渠等の整備 (65.1mm/h対応)	—	5地区着手	5地区着手
雨水浸透施設の整備	浸透枿 3,768個	280個	4,048個
	浸透トレンチ 11,744m	1,480m	13,224m

●排水施設の整備（都市河川課）

浸水被害を軽減するため、排水施設の整備・改修を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
幹線排水施設の整備	65,698m	732m	66,430m
面的排水施設の整備	296,895m	785m	297,680m

●都市下水路の整備（都市河川課）

浸水被害を軽減するため、東寺山調整池の整備を推進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
東寺山調整池の容量拡大	140,900 m ³	9,100 m ³	150,000 m ³

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

【重点化プログラム】

（土砂災害の発生予防）

●急傾斜地崩壊防止工事の推進（都市河川課）

市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所について崩壊防止工事を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
崩壊防止工事（市事業）	1,364m	210m	1,574m
崩壊防止工事（県事業）	3,202m	280m	3,482m

●大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進（宅地課）

防災対策を推進するため、大規模地震時に滑動崩落被害の恐れがある箇所を調査し、「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
大規模盛土造成地マップの公表	第1次調査	調査、作成	公表

（土砂災害に関する意識啓発）

●ハザードマップの作成及び配布 **外**（危機管理課）

土砂災害警戒区域等に指定された危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載したハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
作成及び配布	121箇所	ハザードマップの作成及び配布	千葉県が31年度までに指定した土砂災害警戒区域等のすべて

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【重点化プログラム】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

- 防災行政無線の整備（防災対策課）【1-3再掲】
- 避難所における通信環境の整備（防災対策課）【1-3再掲】

（避難行動要支援者に対する対応）

- 避難行動要支援者の支援体制の強化（防災対策課）【1-1再掲】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【重点化プログラム】

（被災地における物資の確保）

- 防災備蓄品の整備（防災対策課）

災害時の被災者支援体制を強化するため、帰宅困難者用を含む防災備蓄品を拡充するとともに、避難所に備蓄倉庫を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
防災備蓄品の整備	実施	増強	増強
備蓄倉庫の設置	122か所	33か所	全155か所完了

（応急給水体制の整備）

●災害時における応急農業用井戸水の供給（農政課）

災害時における飲料水の確保のため、農業用井戸水を飲料水として提供するための設備を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
給水施設の整備	—	設計・工事（1か所）	供給開始（1か所）

（広域災害物資供給拠点の整備）

●蘇我スポーツ公園の整備（公園建設課）

スポーツ・レクリエーション及び広域的な防災の拠点とするため、蘇我スポーツ公園の整備を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
第2・第3多目的グラウンド等の施設整備	34.0ha 供用	5.8ha 供用 日除け施設6基	39.8ha 供用
用地取得	27.3ha	4.5ha	31.8ha

（緊急輸送道路の確保）

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）

緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道建築物の耐震診断や改修費用の一部を助成する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
耐震診断費用の助成	3件	6件	9件
耐震改修等費用の助成	—	5件	5件
	建物除却 1件	2件	3件

●無電柱化の推進（土木保全課）

大規模災害に対する都市防災機能の向上を図るため、電線類の地中化を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
千葉大網線他2路線	—	設計、支障物件移設	設計、支障物件移設

（橋梁の耐震化・架替）

●橋梁の耐震化（土木保全課）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
耐震化工事	橋梁 134橋	5橋	139橋

●市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（道路建設課）

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している柏井橋を架け替えるため、橋梁を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	1,692 m ²	202 m ²	完了
整備	橋梁下部工一部	橋梁下部工、上部工、 取付道路、護岸工、 仮橋撤去	供用開始

●主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（道路建設課）

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している亥鼻橋を架け替えるため、橋梁を整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	376 m ²	34 m ²	完了
整備	既設橋撤去	橋梁下部工、上部工	橋梁上部工

（水道施設の耐震化・更新）

●水道施設の耐震化（水道事業事務所）

災害発生時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
大野台送水ポンプ場 等の設備改良	—	設計・工事	工事

●水道施設の改築・更新（水道事業事務所）

安定給水を図るため、浄水場の電気・機械設備を更新する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
平川浄水場の電気・機 械設備更新	2台	14台	16台

●水道施設の整備（水道事業事務所）

未普及区域の解消や安定給水を図るため、配水管の布設などを行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
御殿町配水管整備	整備 5,334m	426m	整備完了
下田町配水管整備	—	1,900m	1,900m

（市場機能の強化）

●市場機能の強化（地方卸売市場）

市場における健全で安定したサービス提供のため、経営戦略を策定するとともに、場内事業者の経営基盤強化に向け、支援を行う。また、老朽化している施設の改修を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
場内事業者の経営基盤強化	—	経営支援講座1件 コンサルタント支援1件 経営戦略策定	経営支援講座1件 コンサルタント支援1件 経営戦略策定
設備改修	水産物部冷蔵庫棟冷凍施設改修、青果棟定温庫冷蔵設備改修、ガス設備改修	消火設備改修、エネルギー棟空調設備改修	完了

（幹線道路の整備）

- 国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（道路計画課）【1-1再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）【1-1再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1再掲】
- 市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）【1-1再掲】
- 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1再掲】
- 市道誉田町平山町線の整備（道路建設課）【1-1再掲】
- 市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1再掲】
- 県道幕張八千代線（実籾4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1再掲】

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【重点化プログラム】

（医療関係者の災害対応力の向上）

●救急救命士の養成（消防局救急課）

救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成とともに、高度な救急救命処置を行うことのできる救急救命士を育成する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
救急救命士新規養成	129人	4人/年	141人
気管挿管認定救急救命士の養成	63人	8人/年	87人
ビデオ喉頭鏡認定救急救命士の養成	63人	8人/年	87人

（人的支援受入れ体制の整備）

●災害時受援計画による対応 外（危機管理課）

継続的に計画の見直しを行うとともに、職員に対して計画の習熟を図るため、訓練・研修等の実施を検討する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
計画の見直し	—	実施	実施

（常備消防の強化）

●応急救護所用エアータントの更新（消防局警防課）【1-1 再掲】

●可搬式小型動力ポンプの消防ホース更新（消防局警防課）【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

●ちば消防共同指令センター機器更新（消防局指令課）【1-1 再掲】

（消防団の強化）

●消防団活動体制の充実（消防局総務課）【1-1 再掲】

●花見川消防署訓練施設の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

●消防水利の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(消防署等における非常用発電設備等の確保)

●消防署・所の非常用電源設備の整備 (消防局施設課)

発災時における災害対応機能を維持するため、消防活動拠点である消防庁舎の非常用電源設備等の整備を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
非常用電源設備等の整備	—	12か所	12か所

●消防署・所の整備 (消防局施設課)

地域における消防防災力の充実強化を図るため、消防活動拠点である消防庁舎の新設・建替え等を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
あすみが丘出張所の新設	実施設計	工事 水槽付消防ポンプ自動車 1台 高規格救急自動車 1台	供用開始
畑出張所の建替	—	検討	検討

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(帰宅困難者に向けた支援設備の整備)

●帰宅困難者用備蓄品の整備 外 (危機管理課)

災害発生時に、被災者の生命を守り、一時滞在施設における生活環境を整備するため、食料・飲料水や避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
防災備蓄品の整備	実施	増強	増強

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(医療関係者の災害対応力の向上)

●救急救命士の養成 (消防局救急課) 【2-2 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

●橋梁の耐震化 (土木保全課) 【2-1 再掲】

●市道三角町柏井町線 (柏井橋) の橋梁架替 (道路建設課) 【2-1 再掲】

●主要地方道穴川天戸線 (亥鼻橋) の橋梁架替 (道路建設課) 【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

●国道357号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) の関連整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】

- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
 - 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
 - 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
 - 市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
 - 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
 - 市道誉田町平山町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
 - 市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 県道幕張八千代線（実叅4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
 - 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
 - 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- （人的支援受入れ体制の整備）
- 災害時受援計画による対応 外（危機管理課）【2-2 再掲】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（避難所での衛生管理）

- 衛生用品等の備蓄 外（防災対策課）

災害時の被災者支援体制を強化するため、消毒液やビニール手袋等の衛生用品の備蓄を拡充する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
衛生用品等の整備	実施	増強	増強

（し尿処理体制の構築）

- マンホールトイレの整備（防災対策課、下水道建設課）

災害時における避難所の衛生環境の向上を図るため、マンホールトイレを整備する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
マンホールトイレの整備	61か所（305基）	60か所（300基）増	121か所（605基）増

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害廃棄物処理計画・マニュアルによる対応 **外** (廃棄物対策課)

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、計画及びマニュアルの改定を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
計画及びマニュアルの改定	—	計画及びマニュアルの改定	実施

(医療関係者の災害対応力の向上)

- 救急救命士の養成 (消防局救急課) 【2-2 再掲】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(矯正施設の耐震化)

(警察の治安確保体制の構築)

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(警察の交通事故対策)

3-3 首都圏での中央官庁機能等の機能不全

(各府省庁における業務継続体制の構築)

3-4 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【重点化プログラム】

(業務継続体制の構築)

- 業務継続計画<地震対策編>による対応 **外** (危機管理課)

継続的に計画の見直しを行うとともに、職員に対して計画の習熟を図るため、訓練・研修等の実施を検討する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
計画の見直し	—	実施	実施

(市の防災拠点の耐震化等)

- 新庁舎の整備 (管財課) 【1-1 再掲】
- 危機管理センターの構築 **外** (危機管理課) 【1-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- 防災行政無線の整備 (防災対策課) 【1-3 再掲】
- 避難所における通信環境の整備 (防災対策課) 【1-3 再掲】

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【重点化プログラム】

(情報通信手段の確保)

●土木事務所における災害体制の構築（土木管理課）

災害時における災害対応機能を維持するため、土木事務所に災害用通信機器の整備を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
災害用通信機器の整備	—	30台	30台

●防災用無線機器の更新（消防局指令課）

災害時における防災関係機関相互の情報伝達を迅速化し、円滑な防災活動を行うため、基地局及び移動局の無線機器を更新する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
基地局及び移動局更新	—	基地局 1機 移動局 6機	完了

(行政による情報処理・発信体制の整備)

●防災行政無線の整備（防災対策課）【1-3再掲】

●避難所における通信環境の整備（防災対策課）【1-3再掲】

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便局の耐震化及び業務継続体制の構築)

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(ラジオ送信所の整備)

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【重点化プログラム】

(市場機能の強化)

●市場機能の強化（地方卸売市場）【2-1再掲】

(幹線道路の整備)

●国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（道路計画課）【1-1再掲】

●都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）【1-1再掲】

- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道誉田町平山町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実籾4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【重点化プログラム】

（民間建築物等の防火体制の整備）

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 外（消防局予防課）【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-1 再掲】

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

- 石油コンビナート等関係機関との連携 外（危機管理課）

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を引き続き実施するとともに、関係機関との連携の強化を図る。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
訓練の実施及び関係機関との連携強化	訓練実施	訓練実施・連携強化	訓練実施・連携強化

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【重点化プログラム】

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

- 石油コンビナート等関係機関との連携 外（危機管理課）【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 **外** (消防局予防課) 【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進 (消防局予防課) 【1-1 再掲】

5-4 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響

(港湾の業務継続体制の構築)

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

【重点化プログラム】

(橋梁の耐震化・架替)

- 橋梁の耐震化 (土木保全課) 【2-1 再掲】
- 市道三角町柏井町線 (柏井橋) の橋梁架替 (道路計画課) 【2-1 再掲】
- 主要地方道穴川天戸線 (亥鼻橋) の橋梁架替 (道路計画課) 【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

- 国道357号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) の関連整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線 (幕張町地区) の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 道路の計画調査 (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 国道の整備 (国道直轄事業負担金) (道路計画課) 【1-1 再掲】
- 市道中央星久喜町線 (亥鼻地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道横戸町23号線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道誉田町平山町線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道若松町金親町線 (千城台東地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (塩田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線 (園生町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線 (弥生地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線沿道地区の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線 (誉田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線 (長作町地区) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線 (実籾4号踏切) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線 (土気駅北口) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】

(港湾の業務継続体制の構築)

5-6 食料等の安定供給の停滞

【重点化プログラム】

(被災地における物資の確保)

- 防災備蓄品の整備（防災対策課）【2-1 再掲】

(応急給水体制の整備)

- 災害時における応急農業用井戸水の供給（農政課）【2-1 再掲】

(広域災害物資供給拠点の整備)

- 蘇我スポーツ公園の整備（公園建設課）【2-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）【2-1 再掲】
- 無電柱化の推進（土木保全課）【2-1 再掲】

(水道施設の耐震化・更新)

- 水道施設の耐震化（水道事業事務所）【2-1 再掲】
- 水道施設の改築・更新（水道事業事務所）【2-1 再掲】
- 水道施設の整備（水道事業事務所）【2-1 再掲】

(市場機能の強化)

- 市場機能の強化（地方卸売市場）【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

- 国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道菅田町平山町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町菅田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町菅田町線（菅田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】

- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実叅4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（金融機関の業務継続体制の構築）

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

【重点化プログラム】

（電力供給ネットワークの耐震化）

- 無電柱化の推進（土木保全課）【2-1 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・更新）

- 水道施設の耐震化（水道事業事務所）【2-1 再掲】
 - 水道施設の改築・更新（水道事業事務所）【2-1 再掲】
 - 水道施設の整備（水道事業事務所）【2-1 再掲】
- （応急給水体制の整備）
- 災害時における応急農業用井戸水の供給（農政課）【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

- 地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道施設建設課、下水道再整備課）

地震発生時に下水道の流下・処理機能を確保するため、管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
管渠の耐震化	53.3km	26.7km	80.0km
処理場の耐震化	—	1か所	1か所

●ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道再整備課、下水道施設建設課）

良好な生活環境を守り、安定的な下水道サービスを提供するため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な改築を行う。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
管路施設のカメラ調査・点検	1,237km(H24～H29)	600km	1,837km
管渠の改築	50.8km	39.4km	90.2km
処理場（機械・電気設備）の改築	2か所/年	継続	2か所/年
ポンプ場（機械・電気設備）の改築	30か所	10か所	40か所
マンホール蓋の更新	817個(H24～H29)	3,000個	3,817個
草野水のみち護岸改良	578m(H24～H29)	450m	1,028m

●農業集落排水施設の改修（下水道経営課）

農村の生活環境を保全するため、農業集落排水施設の老朽化した設備を改修する。また、施設の長寿命化や再編にあたり、一部地区の機能診断を行い、最適整備構想を策定する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
施設改修	1地区 工事完了	最適整備構想策定6地区 事業計画作成1地区 実施設計3地区 工事2地区	2地区 工事完了
膜分離装置修繕	2地区	3地区	3地区 完了

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・更新）

●地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道施設建設課、下水道再整備課）【6-2再掲】

●ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道再整備課、下水道施設建設課）【6-2再掲】

●農業集落排水施設の改修（下水道経営課）【6-2再掲】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【重点化プログラム】

（モノレールの災害対応力の向上）

●モノレール車両基地の耐震補強（交通政策課）

災害時におけるモノレールの安全・安定運行を維持するため、車両基地耐震補強を促進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
車両基地耐震補強	補強支柱基礎工事	工事	完了

●モノレール施設の設備更新（交通政策課）

モノレールの安全な運行及び利便性の向上のため、モノレール施設の設備更新を計画的に進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
インフラ外施設	正電車線 変電設備用直流電源装置 軌道ループ線 ほか	変電設備（殿台変電所） その他設備	変電設備（殿台変電所） その他設備

●モノレールの車両更新（交通政策課）

モノレールの安全・安定運行及び利用者の安全確保のため、老朽化したモノレールの車両の更新を促進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
車両更新	—	4編成（8両）	4編成（8両）

（液状化対策の実施）

●市街地液状化対策の推進（市街地整備課）

大規模地震による液状化被害を抑制するため、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策を推進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
モデル地区（磯辺4丁目地区）	液状化対策工事完了	地下水位低下モニタリング	完了
磯辺3丁目地区	集排水管布設工事	液状化対策工事 地下水位低下モニタリング	完了
家屋等損失補償対応	事前調査完了	調査、損失補償対応	完了

（幹線道路の整備）

●国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（道路計画課）【1-1再掲】

●都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）【1-1再掲】

- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道誉田町平山町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実糸4号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成（建築指導課）【2-1 再掲】
- 無電柱化の推進（土木保全課）【2-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

- 橋梁の耐震化（土木保全課）【2-1 再掲】
- 市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（道路計画課）【2-1 再掲】
- 主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（道路計画課）【2-1 再掲】

6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶

（水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進）

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(民間建築物の適切な管理)

●空家等対策の推進（住宅政策課）

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定し、空家の利活用などについて、広範な視点で検討を進める。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
空家等対策の推進	—	空家等対策計画の策定 空家等データベース の更新	空家等対策計画の策定 空家等データベースの 更新

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

- 公立保育所の建替え（幼保支援課）【1-1 再掲】
- 学校施設の環境整備（学校施設課）【1-1 再掲】
- 公共施設の吊天井の補強（各所管課）【1-1 再掲】
- 市営住宅の整備（市営住宅の建替）（住宅整備課）【1-1 再掲】
- 公共施設の計画的保全（各所管課）【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 外（消防局予防課）【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進（消防局予防課）【1-1 再掲】

(密集住宅市街地の環境整備)

- 検見川・稲毛地区土地区画整理（検見川稲毛土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 寒川第一土地区画整理（寒川土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 東幕張土地区画整理（東幕張土地区画整理事務所）【1-1 再掲】
- 土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討（市街地整備課）【1-1 再掲】
- 密集住宅市街地の環境整備推進（住宅政策課、消防局予防課）【1-1 再掲】

(幹線道路の整備)

- 国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備（道路計画課）【1-1 再掲】
- 道路の計画調査（道路計画課）【1-1 再掲】
- 国道の整備（国道直轄事業負担金）（道路計画課）【1-1 再掲】
- 市道中央星久喜町線（亥鼻地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道横戸町23号線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 市道誉田町平山町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

- 市道若松町金親町線（千城台東地区）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（塩田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路幕張本郷松波線（弥生地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路村田町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路塩田町誉田町線（誉田町地区）の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路誉田駅前線の整備（街路建設課）【1-1 再掲】
- 都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 県道幕張八千代線（実碓 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

- 応急救護所用エアータントの更新（消防局警防課）【1-1 再掲】
- 可搬式小型動力ポンプの消防ホース更新（消防局警防課）【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

- ちば消防共同指令センター機器更新（消防局指令課）【1-1 再掲】

（消防団の強化）

- 消防団活動体制の充実（消防局総務課）【1-1 再掲】
- 花見川消防署訓練施設の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

- 消防水利の整備（消防局警防課）【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

- 自主防災組織の結成促進及び活動支援（防災対策課）【1-1 再掲】
- 応急手当の普及啓発（消防局救急課）【1-1 再掲】
- 防災リーダーの養成（防災対策課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（中央区）（中央区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（若葉区）（若葉区地域振興課）【1-1 再掲】
- 地域の防災力の向上（緑区）（緑区地域振興課）【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

- 市民緑地の推進（公園緑地課）【1-1 再掲】
- 都市緑化の推進（緑政課）【1-1 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

- 石油コンビナート等関係機関との連携 **外** (危機管理課) 【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 **外** (消防局予防課) 【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進 (消防局予防課) 【1-1 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(密集住宅市街地の環境整備)

- 検見川・稲毛地区土地区画整理 (検見川稲毛土地区画整理事務所) 【1-1 再掲】
- 寒川第一土地区画整理 (寒川土地区画整理事務所) 【1-1 再掲】
- 東幕張土地区画整理 (東幕張土地区画整理事務所) 【1-1 再掲】
- 土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討 (市街地整備課) 【1-1 再掲】
- 密集住宅市街地の環境整備推進 (住宅政策課、消防局予防課) 【1-1 再掲】

(緊急輸送道路の確保)

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成 (建築指導課) 【2-1 再掲】
- 無電柱化の推進 (土木保全課) 【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(土砂災害の発生予防)

- 急傾斜地崩壊防止工事の推進 (都市河川課) 【1-5 再掲】
- 大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進 (宅地課) 【1-5 再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

- ハザードマップの作成及び配布 **外** (危機管理課) 【1-5 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

- 地震時における下水道機能の確保 (下水道施設の耐震化) (下水道施設建設課、下水道再整備課) 【6-2 再掲】
- ストックマネジメントの推進 (下水道施設の改築) (下水道維持課、下水道再整備課、下水道施設建設課) 【6-2 再掲】
- 農業集落排水施設の改修 (下水道経営課) 【6-2 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

- 石油コンビナート等関係機関との連携 **外** (危機管理課) 【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

- 火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進 **外** (消防局予防課) 【1-1 再掲】
- 感震ブレーカーの設置推進 (消防局予防課) 【1-1 再掲】

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・森林等の適切な整備)

- 特別緑地保全の推進 (緑政課)

都市の良好な自然環境を有する緑地を保全するため、用地取得を行うとともに、民有緑地保全基本方針を策定する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
用地取得	51,217 m ²	7,997 m ²	59,214 m ²
緑地保全基本方針の策定	—	策定	策定
指定候補地の検討	—	候補地の抽出	候補地の抽出

7-7 風評被害等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

- 防災行政無線の整備 (防災対策課) 【1-3 再掲】
- 避難所における通信環境の整備 (防災対策課) 【1-3 再掲】

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の構築)

- 災害廃棄物処理計画・マニュアルによる対応 **外** (廃棄物対策課) 【2-6 再掲】

(人的支援受入れ体制の整備)

- 災害時受援計画による対応 **外** (危機管理課) 【2-2 再掲】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人的支援受入れ体制の整備)

- 災害時受援計画による対応 **外** (危機管理課) 【2-2 再掲】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【重点化プログラム】

（地域防犯体制の充実）

●学校防犯対策の推進（学校施設課）

児童生徒の安全を確保するため、小・中学校に防犯カメラシステムを設置する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
学校防犯カメラシステムの設置	70校	30校増	100校

●防犯カメラの設置管理（地域安全課）

地域の安全を確保するため、町内自治会が設置する防犯カメラへの助成を行うとともに、JR主要駅周辺等に防犯カメラを設置する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
JR主要駅周辺等への防犯カメラ設置	32台	35台	67台
自治会に対する防犯カメラの設置助成	30台	240台増	270台

●防犯パトロール隊の支援推進（地域安全課）

地域の防犯力の向上のため、防犯パトロール隊が継続的に活動できるよう、必要な物品の配付回数等を見直し、支援を強化する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
防犯パトロール隊への物品支援	36団体	750団体	786団体

（地域におけるコミュニティ活動の推進）

●地域運営委員会の設置の促進（市民自治推進課）

住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設置を促進する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
地域運営委員会の設置	14地区	12地区増	26地区
地域運営交付金の交付	10地区	6地区増	16地区

(安全・安心な避難所の運営)

●避難所運営委員会の活動支援 (防災対策課)

大規模災害発生時に、避難所を円滑に開設・運営する体制を整備するため、市民が主体となった避難所運営委員会の活動を支援する。

取組項目	29年度末現況	計画内容	32年度末目標
活動支援補助金の助成	127 団体	39 団体増	166 団体

(地域における災害対応力の向上)

●自主防災組織の結成促進及び活動支援 (防災対策課) 【1-1 再掲】

●応急手当の普及啓発 (消防局救急課) 【1-1 再掲】

●防災リーダーの養成 (防災対策課) 【1-1 再掲】

●地域の防災力の向上 (中央区) (中央区地域振興課) 【1-1 再掲】

●地域の防災力の向上 (若葉区) (若葉区地域振興課) 【1-1 再掲】

●地域の防災力の向上 (緑区) (緑区地域振興課) 【1-1 再掲】

8-4 緊急輸送道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(緊急輸送道路の確保)

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成 (建築指導課) 【2-1 再掲】

●無電柱化の推進 (土木保全課) 【2-1 再掲】

(幹線道路の整備)

●国道357号湾岸千葉地区改良 (蘇我地区) の関連整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路幕張本郷松波線 (幕張町地区) の整備 (道路計画課) 【1-1 再掲】

●道路の計画調査 (道路計画課) 【1-1 再掲】

●国道の整備 (国道直轄事業負担金) (道路計画課) 【1-1 再掲】

●市道中央星久喜町線 (亥鼻地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】

●市道横戸町23号線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】

●市道誉田町平山町線の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】

●市道若松町金親町線 (千城台東地区) の整備 (道路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路塩田町誉田町線 (塩田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路磯辺茂呂町線 (園生町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路幕張本郷松波線 (弥生地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路村田町線沿道地区の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路塩田町誉田町線 (誉田町地区) の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路南町宮崎町線沿道地区の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路誉田駅前線の整備 (街路建設課) 【1-1 再掲】

●都市計画道路美浜長作町線 (長作町地区) の整備 (県事業負担金) (街路建設課) 【1-1 再掲】

- 県道幕張八千代線（実叅 4 号踏切）の整備（県事業負担金）（街路建設課）【1-1 再掲】
- 市道天戸町横戸町線の整備（道路建設課）【1-1 再掲】
- 主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備（道路建設課）【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

- 橋梁の耐震化（土木保全課）【2-1 再掲】
- 市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替（道路計画課）【2-1 再掲】
- 主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替（道路計画課）【2-1 再掲】

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（下水道施設の耐震化・更新）

- 地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）（下水道施設建設課、下水道再整備課）【6-2 再掲】
- スtockマネジメントの推進（下水道施設の改築）（下水道維持課、下水道再整備課、下水道施設建設課）【6-2 再掲】
- 農業集落排水施設の改修（下水道経営課）【6-2 再掲】

第2章 施策分野ごとの事業

第1章では、リスクシナリオごとに個別事業を整理しており、各リスクシナリオ間での事業の重複が多くなっている。

本章では、リスクシナリオ間における事業の重複をなくすとともに、事業の担当課等をわかりやすく示すため、施策分野ごとに個別事業を整理している。

したがって、複数の施策分野に該当する事業であっても、再掲はせず、主たる施策分野のみに掲載している。

ただし、事業は一つの担当課だけで実現できるものではなく、関係課が連携して、目標の達成に向けて事業を推進していく必要がある。

*重点化プログラムは事業名に下線を引き、事業名欄に $\boxed{\text{重}}$ と表示

*第3次実施計画の計画外事業は網掛けし、事業名欄に $\boxed{\text{外}}$ と表示

1 住宅・まちづくり・交通

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>市営住宅の整備（市営住宅の建替）</u> $\boxed{\text{重}}$	老朽化した市営住宅の住宅・住環境の改善を図るため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、建替え等を行う。	住宅整備課	1-1、1-2、7-1
2	<u>公共施設の計画的保全（コミュニティセンター）</u> $\boxed{\text{重}}$	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	市民総務課	1-1、1-2、7-1
3	<u>耐震診断・耐震改修の助成</u> $\boxed{\text{重}}$	地震発生時の住宅の安全性向上を図るため、木造住宅や分譲マンションの耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成する。	住宅政策課	1-1
4	<u>検見川稲毛地区土地区画整理</u> $\boxed{\text{重}}$	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や幹線道路整備等により公共施設の整備を進める。	検見川稲毛土地区画整理事務所	1-1、7-1、7-3
5	<u>寒川第一土地区画整理</u> $\boxed{\text{重}}$	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や都市計画道路及び下水道施設等の公共施設の整備を進める。	寒川土地区画整理事務所	1-1、7-1、7-3

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
6	<u>東幕張土地区画整理</u> 重	J R 幕張駅利用者の利便性向上、地域全体の活性化及び良好な居住環境の形成を図るため、北口駅前広場を含む幹線道路等の早期完成に向け、建物移転や公共施設の整備を行う。	東幕張土地区画整理事務所	1-1、7-1、7-3
7	<u>土地区画整理事業未施行地区における整備手法の検討</u> 重	長期間にわたり事業化されていない土地区画整理事業未施行地区について、社会情勢や周辺状況等が変化しているため、実情に合わせた整備手法の検討を進める。	市街地整備課	1-1、7-1、7-3
8	<u>密集住宅市街地の環境整備推進</u> 重	密集住宅市街地において、災害時の円滑な消防活動が可能となる安全な地区を形成するため、基幹道路の整備に向けた調査・検討を実施するとともに、重点密集市街地を対象に感震ブレイカーの設置を行う。	住宅政策課・消防局予防課	1-1、7-1、7-3
9	<u>国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の関連整備</u> 重	国が実施する国道 3 5 7 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）の整備を進めるため、並行する水路の移設を実施する。	道路計画課 広域道路政策室	1-1、2-1、2-5、5-1、5-5、5-6、6-4、7-1、8-4
10	<u>都市計画道路幕張本郷松波線（幕張町地区）の整備</u> 重	地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路を整備の検討を進める。	道路計画課	1-1、2-1、2-5、5-1、5-5、5-6、6-4、7-1、8-4
11	<u>道路の計画調査</u> 重	効率的かつ効果的に道路整備を行うため、幹線道路網の整備計画や渋滞対策プログラムを策定する。	道路計画課	1-1、2-1、2-5、5-1、5-5、5-6、6-4、7-1、8-4
12	<u>国道の整備（国道直轄事業負担金）</u> 重	道路の渋滞緩和や安全対策を図るため、国が管理する市内国道の整備（国道 357 号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）など）を促進する。	道路計画課 広域道路政策室	1-1、2-1、2-5、5-1、5-5、5-6、6-4、7-1、8-4

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
13	<u>市道中央星久喜町線</u> <u>(亥鼻地区)の整備</u> 重	交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。	道路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
14	<u>市道横戸町23号線</u> <u>の整備</u> 重	交通の円滑化と歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。	道路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
15	<u>市道誉田町平山町線</u> <u>の整備</u> 重	大宮インターチェンジへのアクセス強化や歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。	道路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
16	<u>市道若松町金親町線</u> <u>(千城台東地区)の整備</u> 重	地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。	道路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
17	<u>都市計画道路塩田町</u> <u>誉田町線(塩田町地</u> <u>区)の整備</u> 重	蘇我副都心と千葉東南部とのアクセス強化とともに千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、地域高規格道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
18	<u>都市計画道路磯辺茂</u> <u>呂町線(園生町地区)</u> <u>の整備</u> 重	千葉都心部への通過交通の流入抑制による交通渋滞の緩和を図るため、環状道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
19	<u>都市計画道路幕張本</u> <u>郷松波線(弥生地区)</u> <u>の整備</u> 重	快適で利便性の高い道路交通体系を確立するため、道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
20	<u>都市計画道路村田町線沿道地区の整備</u> 重	周辺都市との連絡強化等を図るため、道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
21	<u>都市計画道路塩田町 誉田町線（誉田町地区）の整備</u> 重	地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
22	<u>都市計画道路南町宮 崎町線沿道地区の整備</u> 重	地域間の連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
23	<u>都市計画道路誉田駅前線の整備</u> 重	J R 誉田駅へのアクセス強化や歩行者の安全確保を図るため、道路を整備する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
24	<u>都市計画道路美浜長作町線（長作町地区）の整備（県事業負担金）</u> 重	周辺都市との連絡強化及び交通の円滑化を図るため、道路の整備を促進する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
25	<u>県道幕張八千代線（実収4号踏切）の整備（県事業負担金）</u> 重	地域交通の利便性と安全性を確保するため、道路の整備を促進する。	街路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4
26	<u>市道天戸町横戸町線の整備</u> 重	歩行者等の安全確保及び交通の円滑化を図るため、道路を整備する。	道路建設課	1-1、2-1、 2-5、5-1、 5-5、5-6、 6-4、7-1、 8-4

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
27	<u>主要地方道千葉大網線（土気駅北口）の整備</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	歩行者の安全確保及び慢性的な渋滞緩和を図るため、歩道の整備及び交差点の改良を行う。	道路建設課	1-1、2-1、2-5、5-1、5-5、5-6、6-4、7-1、8-4
28	<u>狭あい道路の拡幅</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	安全で良好な住環境の形成を図るため、寄付される道路後退用地内の塀の撤去費などの一部を助成するとともに、道路を整備する。	建築指導課 土木管理課	1-1
29	<u>被災建築物応急危険度判定体制の確保</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重 <input type="checkbox"/> 外	地震直後の建築物の倒壊・落下物等の2次災害を防止するための建築物応急危険度判定を行うため、応急危険度判定士の資格者を確保するとともに、応急危険度判定の実施体制を整備する。	建築審査課	1-1
30	<u>河川の改修</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	流域内の浸水被害を軽減するため、坂月川や支川都川等を改修するとともに、河川維持管理計画に基づき、管理河川の計画的保全を進める。	都市河川課	1-4
31	<u>浸水被害の軽減と対策の強化（雨水施設の整備）</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	近年の局地的な大雨に対し、浸水被害を軽減するため、対策を強化し、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を行う。	下水道計画課・下水道建設課	1-4
32	<u>排水施設の整備</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	浸水被害を軽減するため、排水施設の整備・改修を進める。	都市河川課	1-4
33	<u>都市下水路の整備</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	浸水被害を軽減するため、東寺山調整池の整備を推進する。	都市河川課	1-4
34	<u>急傾斜地崩壊防止工事の推進</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定されたか所について崩壊防止工事を進める。	都市河川課	1-5、7-4
35	<u>大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重	防災対策を推進するため、大規模地震時に滑動崩落被害の恐れがある箇所を調査し、「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表する。	宅地課	1-5、7-4
36	<u>ハザードマップの作成及び配布</u> <input checked="" type="checkbox"/> 重 <input type="checkbox"/> 外	土砂災害警戒区域等に指定された危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載したハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。	危機管理課	1-5、7-4

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
37	緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成 重	緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道建築物の耐震診断や改修費用の一部を助成する。	建築指導課 建築相談室	2-1、5-6、 6-4、7-3、 8-4
38	水道施設の耐震化 重	災害発生時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化を行う。	水道事業事務所	2-1、5-6、 6-2
39	水道施設の改築・更新 重	安定給水を図るため、浄水場の電気・機械設備を更新する。	水道事業事務所	2-1、5-6、 6-2
40	水道施設の整備 重	未普及区域の解消や安定給水を図るため、配水管の布設などを行う。	水道事業事務所	2-1、5-6、 6-2
41	橋梁の耐震化 重	緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。	土木保全課	2-1、2-5、 5-5、6-4、 8-4
42	市道三角町柏井町線（柏井橋）の橋梁架替 重	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している柏井橋を架け替えるため、橋梁を整備する。	道路建設課	2-1、2-5、 5-5、6-4、 8-4
43	主要地方道穴川天戸線（亥鼻橋）の橋梁架替 重	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、高齢化している亥鼻橋を架け替えるため、橋梁を整備する。	道路建設課	2-1、2-5、 5-5、6-4、 8-4
44	無電柱化の推進 重	大規模災害に対する都市防災機能の向上を図るため、電線類の地中化を行う。	土木保全課	2-1、5-6、 6-1、6-4、 7-3、8-4
45	地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）	地震発生時に下水道の流下・処理機能を確保するため、管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を進める。	下水道施設建設課・下水道再整備課	6-2、6-3、 7-4、8-5
46	ストックマネジメントの推進（下水道施設の改築）	良好な生活環境を守り、安定的な下水道サービスを提供するため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な改築を行う。	下水道維持課・下水道再整備課・下水道施設建設課	6-2、6-3、 7-4、8-5
47	モノレール車両基地の耐震補強 重	災害時におけるモノレールの安全・安定運行を維持するため、車両基地の耐震補強を促進する。	交通政策課	6-4

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
48	<u>モノレール施設の設備更新</u> 重	モノレールの安全な運行及び利便性の向上のため、モノレール施設の設備更新を計画的に進める。	交通政策課	6-4
49	<u>モノレールの車両更新</u> 重	モノレールの安全・安定運行及び利用者の安全確保のため、老朽化したモノレールの車両の更新を促進する。	交通政策課	6-4
50	<u>市街地液状化対策の推進</u> 重	大規模地震による液状化被害を抑制するため、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策を推進する。	市街地整備課	6-4
51	空家等対策の推進	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定し、空家の利活用などについて、広範な視点で検討を進める。	住宅政策課	7-1

2 保健・医療・福祉

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>公立保育所の建替え</u> 重	良好な保育環境を確保するとともに、より多様な保育ニーズに対応するため、老朽化が著しい木造公立保育所の建替えを行う。	幼保支援課	1-1、1-2、7-1
2	<u>公共施設の吊天井の補強（青葉看護専門学校・こころの健康センター）</u> 重	公共施設の安全性を確保するため、吊天井の補強工事を行う。	健康企画課・こころの健康センター	1-1、1-2、7-1
3	<u>公共施設の計画的保全（総合保健医療センター・児童相談所）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	健康企画課・児童相談所	1-1、1-2、7-1
4	<u>避難行動要支援者の支援体制の強化</u> 重	災害時の避難行動要支援者の支援体制を強化するため、避難行動要支援者名簿を町内自治会や自主防災組織等に提供する。	防災対策課	1-1、1-6

3 緑地・水辺・環境

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	市民緑地の推進 重	市街地の緑を守り、身近な自然とのふれあいの場を確保するため、市民協働で緑地の保全・維持管理を行う「市民緑地」の設置を進める。	公園緑地課	1-1、7-1
2	都市緑化の推進 重	緑豊かな環境を創出するため、中心市街地や住宅地の緑化を推進するとともに、市民参加による緑化の普及啓発を行う。	緑政課緑と花の推進室	1-1、7-1
3	蘇我スポーツ公園の整備 重	スポーツ・レクリエーション及び広域的な防災の拠点とするため、蘇我スポーツ公園の整備を進める。	公園建設課	2-1、5-6
4	災害廃棄物処理計画・マニュアルによる対応 外	災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、計画及びマニュアルの改定を行う。	廃棄物対策課	2-6、8-1

4 産業・農林

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	災害時における応急農業用井戸水の供給 重	災害時における飲料水の確保のため、農業用井戸水を飲料水として提供するための設備を整備する。	農政課	2-1、5-6、6-2
2	市場機能の強化 重	市場における健全で安定したサービス提供のため、経営戦略を策定するとともに、場内事業者の経営基盤強化に向け、支援を行う。また、老朽化している施設の改修を進める。	地方卸売市場	2-1、5-1、5-6
3	石油コンビナート等関係機関との連携 重 外	石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を引き続き実施するとともに、関係機関との連携の強化を図る。	危機管理課	5-2、5-3、7-2、7-5
4	農業集落排水施設の改修	農村の生活環境を保全するため、農業集落排水施設の老朽化した設備を改修する。また、施設の長寿命化や再編にあたり、一部地区の機能診断を行い、最適整備構想を策定する。	下水道経営課	6-2、6-3、7-4、8-5
5	特別緑地保全の推進	都市の良好な自然環境を有する緑地を保全するため、用地取得を行うとともに、民有緑地保全基本方針を策定する。	緑政課	7-6

5 文化・教育・交流

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>学校施設の環境整備</u> 重	学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、施設環境・機能を改善するための整備を行う。	学校施設課	1-1、1-2、 7-1
2	<u>公共施設の吊天井の補強（文化ホール・スポーツ施設・三陽メディアフラワーミュージアム・動物科学館）</u> 重	公共施設の安全を確保するため、吊天井の補強工事を行う。	文化振興課・スポーツ振興課・公園管理課・動物公園	1-1、1-2、 1-7
3	<u>公共施設の計画的保全（ZOZOマリンスタジアム・フクダ電子アリーナ・公民館・生涯学習センター）</u> 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	公園管理課・生涯学習振興課	1-1、1-2、 1-7
4	<u>学校防犯対策の推進</u> 重	児童生徒の安全を確保するため、小・中学校に防犯カメラシステムを設置する。	学校施設課	8-3

6 市民参加・コミュニケーション

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>自主防災組織の結成促進及び活動支援</u> 重	地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に防災アドバイザーを派遣する。	防災対策課	1-1、7-1、 8-3
2	<u>応急手当の普及啓発</u> 重	救命率の向上を図るため、救命講習会の拡充を図る。	消防局救急課	1-1、7-1、 8-3
3	<u>防災リーダーの養成</u> 重	地域の防災力向上のため、防災ライセンス講座や防災ライセンススキルアップ講座を開催し、防災リーダーの養成を進める。	防災対策課	1-1、7-1、 8-3
4	<u>地域の防災力の向上（中央区）</u> 重	地域の防災力の向上を図るため、町内自治会と協働で自主防災マップを作成する。	中央区地域振興課	1-1、7-1、 8-3
5	<u>地域の防災力の向上（若葉区）</u> 重	地域の防災意識の向上を図るため、区内小中学校での防災実技講演会を実施するとともに、自主防災組織未結成の自治会を対象に個別説明会を実施する。	若葉区地域振興課	1-1、7-1、 8-3

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
6	<u>地域の防災力の向上</u> (緑区) 重	地域防災力の向上を図るため、地域住民・防災関係機関と連携して緑区災害対応合同訓練を実施する。	緑区地域振興課	1-1、7-1、8-3
7	<u>防犯カメラの設置管理</u> 重	地域の安全を確保するため、町内自治会が設置する防犯カメラへの助成を行うとともに、JR主要駅周辺等に防犯カメラを設置する。	地域安全課	8-3
8	<u>防犯パトロール隊の支援推進</u> 重	地域の防犯力の向上のため、防犯パトロール隊が継続的に活動できるよう、必要な物品の配付回数等を見直し、支援を強化する。	地域安全課	8-3
9	<u>地域運営委員会の設置の促進</u> 重	住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設置を促進する。	市民自治推進課	8-3
10	<u>避難所運営委員会の活動支援</u> 重	大規模災害発生時に、避難所を円滑に開設・運営する体制を整備するため、市民が主体となった避難所運営委員会の活動を支援する。	防災対策課	8-3

7 行政機能（危機管理・消防）

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
1	<u>新庁舎の整備</u> 重	防災面や老朽化などの課題に対応するため、新庁舎の整備を進める。	管財課	1-1、3-4
2	<u>公共施設の計画的保全</u> (区役所) 重	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行う。	区政推進課	1-1、1-2、7-1
3	<u>危機管理センターの構築</u> 重 外	災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための、災害対策本部員会議室、オペレーションルームや総合的な防災情報システム等を備えた危機管理センターの構築を、新庁舎の整備に合わせて実施する。	危機管理課	1-1、3-4
4	<u>火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進</u> 重 外	更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う。	消防局予防課	1-1、1-2、5-2、5-3、7-1、7-2、7-5

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
5	<u>感震ブレーカーの設置推進</u> 重	大規模地震時の電気火災の発生や延焼を防ぐため、密集住宅市街地を対象として、感震ブレーカーの設置をモデル的に実施する。	消防局予防課	1-1、7-1
6	<u>各家庭における家具転倒防止対策の実施率向上</u> 重 外	各家庭において、家具転倒防止対策の実施率を向上させるため、市ホームページ、広報紙等による啓発を行う。	危機管理課	1-1
7	<u>応急救護所用エアートントの更新</u> 重	大規模事故発生時などにおける多数傷病者の対応に備えるため、消防署に配置されている応急救護所用エアートントを更新する。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
8	<u>可搬式小型動力ポンプの消防ホース更新</u> 重	自主消防組織が平常時の訓練だけでなく、大規模災害時においても、支障なく消防ホースを使用できるよう、可搬式小型動力ポンプの消防ホースを更新する。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
9	<u>ちば消防共同指令センター機器更新</u> 重	消防指令体制を維持し、迅速な通報受付、消防・救急活動を行うため、共同指令センターの機器を一部更新する。	消防局指令課	1-1、1-2、2-2、7-1
10	<u>消防団活動体制の充実</u> 重	地域における消防防災力の向上を図るため、消防団活動体制の充実を図る。	消防局総務課	1-1、1-2、2-2、7-1
11	<u>花見川消防署訓練施設の整備</u> 重	消防活動体制の充実強化を図るため、花見川消防署に訓練施設を整備する。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
12	<u>消防水利の整備</u> 重	大規模災害時の消火用水を確保するため、計画的な防火水槽の整備を行う。	消防局警防課	1-1、1-2、2-2、7-1
13	<u>防災行政無線の整備</u> 重	災害発生時における緊急情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を進める。	防災対策課	1-3、1-6、3-4、4-1、7-7
14	<u>避難所における通信環境の整備</u> 重	大規模災害発生時に避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。	防災対策課	1-3、1-6、3-4、4-1、7-7
15	<u>防災備蓄品の整備</u> 重	災害時の被災者支援体制を強化するため、帰宅困難者用を含む防災備蓄品を拡充するとともに、避難所に備蓄倉庫を整備する。	防災対策課	2-1、5-6、
16	<u>救急救命士の養成</u> 重	救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成とともに、高度な救急救命処置を行うことのできる救急救命士を育成する。	消防局救急課	2-2、2-5、2-6

No.	事業名	事業概要	担当課等	リスクシナリオ
17	災害時受援計画による対応 <input checked="" type="checkbox"/> 重 <input type="checkbox"/> 外	継続的に計画の見直しを行うとともに、職員に対して計画の習熟を図るため、訓練・研修等の実施を検討する。	危機管理課	2-2、2-5、8-1、8-2
18	消防署・所の非常用電源設備の整備	発災時における災害対応機能を維持するため、消防活動拠点である消防庁舎の非常用電源設備等の整備を行う。	消防局施設課	2-3
19	消防署・所の整備	地域における消防防災力の充実強化を図るため、消防活動拠点である消防庁舎の新設・建替え等を行う。	消防局施設課	2-3
20	帰宅困難者用備蓄の整備 <input type="checkbox"/> 外	災害発生時に、被災者の生命を守り、一時滞在施設における生活環境を整備するため、食料・飲料水や避難生活に必要な物資の備蓄を進める。	危機管理課	2-4
21	衛生用品等の備蓄 <input type="checkbox"/> 外	災害時の被災者支援体制を強化するため、消毒液やビニール手袋等の衛生用品の備蓄を拡充する。	防災対策課	2-6
22	マンホールトイレの整備	災害時におけるし尿処理体制を強化し、避難所の衛生環境の向上を図るため、マンホールトイレを整備する。	防災対策課・下水道建設課	2-6
23	業務継続計画<地震対策編>による対応 <input checked="" type="checkbox"/> 重 <input type="checkbox"/> 外	継続的に計画の見直しを行うとともに、職員に対して計画の習熟を図るため、訓練・研修等の実施を検討する。	危機管理課	3-4
24	土木事務所における災害体制の構築 <input checked="" type="checkbox"/> 重	発災時における災害対応機能を維持するため、土木事務所に災害用通信機器の整備を進める。	土木管理課	4-1
25	防災用無線機器の更新 <input checked="" type="checkbox"/> 重	災害時における防災関係機関相互の情報伝達を迅速化し、円滑な防災活動を行うため、防災相互波用基地局及び移動局の無線機器を更新する。	消防局指令課	4-1

[用語解説]

あ行

- ・アクションプラン (P.3,31)
政策、企画等を実施するための行動計画、具体的な施策
- ・一時滞在施設 (P.15,38,74,103)
災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のこと
- ・Lアラート (P. 12,13,17,26)
地方公共団体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、一括配信するシステム
- ・延焼遮断帯 (P.9,14,15,18,19,20,22,23,27)
大規模な地震等で市街地の延焼を阻止する、道路、鉄道、河川、公園等と、その沿道等の不燃建築物を組み合わせたもの
- ・屋上壁面緑化 (P.10,24,33,48,65)
環境改善等のため、建築物の屋上及び壁面を緑化するもの。防災の観点では、火災延焼効果

か行

- ・ガスコージェネレーション (P.15,17,21,38,41,44)
都市ガスを燃料に発電し、同時に発生する熱を空調等に有効利用するシステム
- ・感震ブレーカー (P.9,11,18,19,23,24,25,26,32,34,42,47,48,50,57,58,66,78,79,85,87,88,93,102)
地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす等して電気の供給を遮断し、火災を防止するための装置
- ・帰宅困難者 (P.15,38,69,74,102,103)
勤務先、外出先等で災害が発生し、電車等の公共交通機関が停止し、帰宅が困難になった者

- ・狭あい道路（P.9,10,23,24,32,33,47,48,65,96）
幅員が4 m未満の道路
- ・緊急輸送道路（P.14,20,21,22,24,25,27,37,43,44,46,48,51,70,80,84,87,90,97）
大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路
- ・業務継続計画（P.16,18,21,40,44,76,103）
災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画。BCP

さ行

- ・災害拠点病院（P.16,38,39,41,42,45）
県が指定する災害時の救急医療の拠点となる病院
- ・災害情報共有システム（P.34,36,40,50）
被害状況等の災害情報を一元的に管理し、情報の共有化を図るとともに、市民に提供すべき防災情報を多様なメディアに対して一括配信する本市のシステム
- ・災害派遣医療チーム（P.16,39）
医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。DMAT
- ・サプライチェーン（supply chain）（P.5,18,21,41,42,44,77,78,81）
製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称
- ・冗長性（P.20）
余分な部分が付加されていること、また、それにより機能の安定化が図られていること。特にコンピューターネットワークで、情報を伝達する際に、情報が必要最小限よりも数多く表現される

こと。これにより安定的に情報伝達を行うことが可能

- ・自立・分散型エネルギー (P.15,17,21,44)

地域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、比較的小規模な発電設備を分散配置し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのこと

た行

- ・大規模盛土造成地 (P.68,87,96)

盛土の面積が3000平方メートル以上の造成地、または盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上の造成地

- ・地下水位低下工法 (P.22,46,83)

住宅地や道路部分の地下水位の高さを強制的に低下させて液状化による被害を軽減させたり、地表面下の数メートルを非液状化層とすることにより、液状化が発生する可能性を軽減し、液状化の被害を抑制する工法

- ・ちばし安全・安心メール (P.13,25)

防犯・防災情報を一体的に電子メールにより市民に提供するサービス

- ・千葉県災害時受援計画 (P.15,17,18,21,37,39,50,51,73,75,88,103)

大規模な災害時における他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等からの人的・物的支援の受入れ手順や受入れに係る役割分担を定めた計画

- ・千葉県災害時要配慮者支援計画 (P.10,13)

災害時における避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法等の要配慮者対策の基本的事項を定めた計画

- ・千葉県新基本計画・実施計画 (P.3,6,29,31,54,92)

新基本計画は、市政運営の中長期的な指針（計画期間は平成24年度～平成33年度）。

実施計画は、3年ごとに策定する、新基本計画に基づく具体的な事業を定めた計画

- ・ DMAT (P.16,39)
災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team)。医師、看護師、業務調整員 (医師・看護師以外の医療職及び事務職員) で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期 (おおむね 48 時間以内) に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム
- ・ 道路啓開 (P.26,51,88)
緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けること
- ・ 特定建築物 (P.9,11,32,34)
建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物
- ・ 土砂災害警戒区域 (P.12,13,25,35,36,49,69,96)
県が調査し指定を行う、土砂災害が発生した場合に、生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

は行

- ・ ハザードマップ (P.9,12,35,49,69,86,96)
地震、津波、土砂災害、洪水等の自然災害の被害が予測される区域や、避難場所等の防災情報を記載した地図
- ・ 被災建築物応急危険度判定 (P.10,33,65,96)
大地震により、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示
- ・ 被災建築物応急危険度判定士 (P.33)
千葉県が実施する「応急危険度判定士認定講習会」を終了し、知事の認定を受けて応急危険度判定を行う者

- ・ B C P (P.18,19,20,41,42,43,44)

業務継続計画 (Business Continuity Plan)。災害発生時に、利用できる資源 (ヒト、モノ、情報等) に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画

- ・ 避難行動要支援者 (P.10,13,33,36,64,69,98)

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に配慮を要する者 (要配慮者) のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。市では、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報を市役所内担当課、区役所、消防局、消防団、民生委員等で共有

- ・ 避難所運営委員会 (P.27,51,90,101)

事前に避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となって設置する組織

- ・ 福祉避難所 (P.10,13,33,36)

一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市があらかじめ指定する施設

- ・ 防災行政無線 (P.12,13,17,26,34,36,40,50,66,69,76,77,88,102)

災害時等において地域住民へ迅速に情報を伝達するための一斉放送装置

ま行

- ・ ミッシングリンク (P.9,14,15,18,19,20,22,23,27)

失われた環。本計画では分断した道路のこと